

平成30年度版

市 税 概 要



武 蔵 野 市

目 次

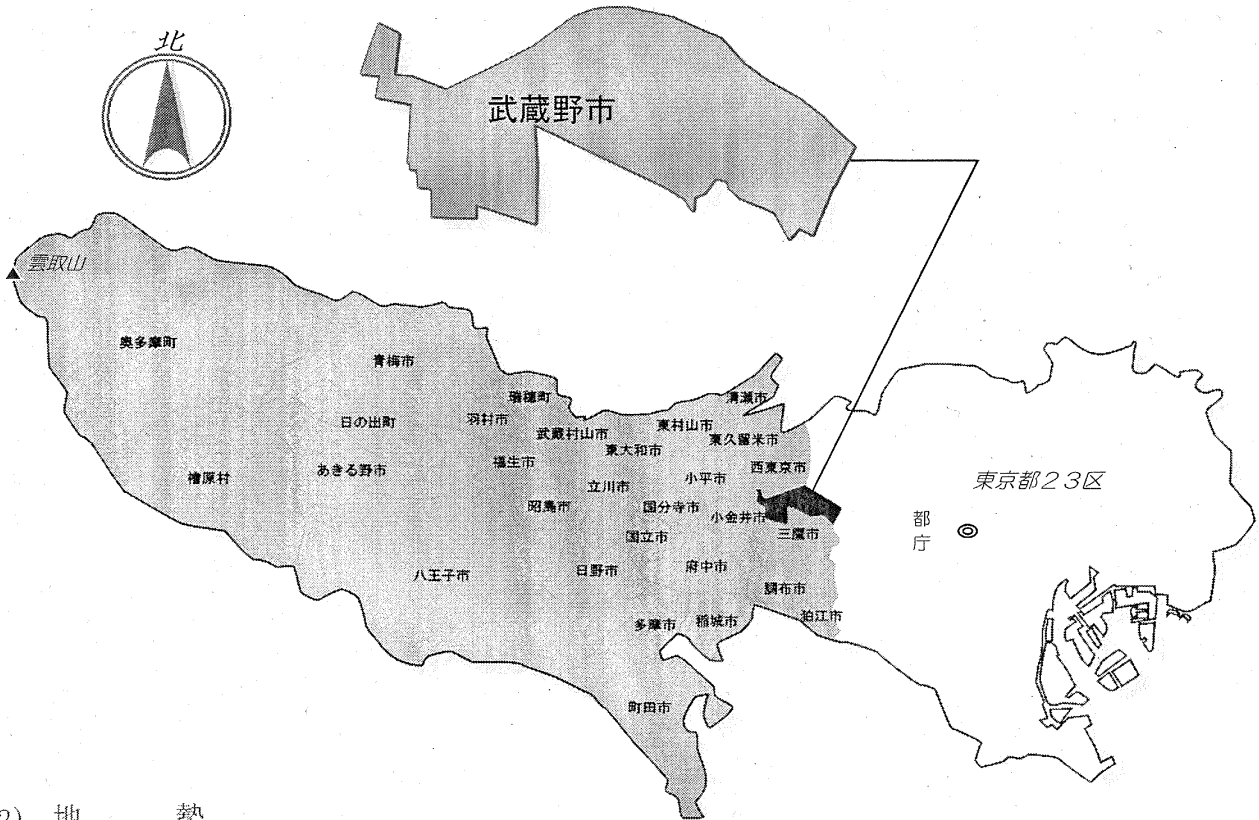
1. 市の概要	
(1) 位 置	1
(2) 地 勢	1
(3) 面 積	1
(4) 市 制	1
(5) 人口及び世帯数	2
2. 財 政	
(1) 平成30年度一般会計歳入歳出予算構成図	3
(2) 一般会計歳入決算年度別比較表 (27年度～29年度)	4
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表 (27年度～29年度)	5
3. 市の行政機構	6
4. 税務機構及び事務分掌	
(1) 税 務 機 構	8
(2) 事 務 分 掌	8
5. 税務関係特別職員	
(1) 固定資産評価審査委員会	9
6. 市 税	
(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移 (27年度～29年度)	10
(2) 市税の構成(収入済額) (25年度～29年度)	13
(3) 市税外収入の推移 (27年度～29年度)	14
7. 市 民 税	
(1) 市民税(個人)所得割額調(当初課税分) (28年度～30年度)	16
(2) 市民税(法人)(現年課税分)	
(I) 納税義務者数調 (27年度～29年度)	22
(II) 税率別調定額調 (27年度～29年度)	23
(III) 申告月別調定額調 (25年度～29年度)	24
8. 固定資産税(当初課税分)	
(1) 固定資産税(都市計画税)課税標準額調 (26年度～30年度)	25
(2) 土地・家屋平均価格等調 (26年度～30年度)	25
(3) 土地地目別地積、価格、筆数調 (26年度～30年度)	26
(4) 家屋棟数、床面積、価格等調 (26年度～30年度)	27
(5) 家屋新增築調 (26年度～30年度)	28
(6) 家屋減少調 (26年度～30年度)	28
(7) 償却資産評価状況調 (26年度～30年度)	29

9. 軽自動車税	
(1) 車種別保有・登録・廃車台数調 (27年度～29年度)	30
(2) 課税台数及び調定額調(現年課税分) (27年度～29年度)	31
10. 市たばこ税	
(1) 調定状況調(現年課税分) (27年度～29年度)	32
(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分) (27年度～29年度)	32
11. 入湯税(調定状況調・現年課税分) (27年度～29年度)	33
12. 事業所税(調定額調・現年課税分) (25年度～29年度)	33
13. 都民税(個人)	
(1) 調定・収入状況調 (27年度～29年度)	34
(2) 徴収取扱費及び交付金調 (27年度～29年度)	34
14. 税関係証明及び閲覧件数調 (27年度～29年度)	35
15. 市税納税成績調 (27年度～29年度)	36
16. 徴税費に関する調 (27年度～29年度)	38
17. 生活困窮による市税減免申請実績調 (25年度～29年度)	39
18. 口座振替納税調 (27年度～29年度)	40
19. 督促状発付調	
(1) 市民税・都民税(個人)、市民税(法人) (27年度～29年度)	41
(2) 固定資産税・都市計画税 (27年度～29年度)	41
(3) 軽自動車税 (27年度～29年度)	41
20. 差押状況調 (27年度～29年度)	41
21. 交付要求調 (27年度～29年度)	42
22. 徴収(換価)猶予調 (27年度～29年度)	42
23. 納税貯蓄組合	
(1) 納税貯蓄組合の年度別市税納税成績及び補助金交付額調 (27年度～29年度)	42
(2) 納税貯蓄組合によって納付された市税の税目別内訳 (27年度～29年度)	43
24. 市税の税率等の推移 (28年度～30年度)	44
25. 武蔵野市税制一覧表 (30年度)	52
26. 市税等納期月一覧表 (30年度)	54

1. 市の概要

(1) 位置

東京23区の西部に接し、副都心新宿(都庁)から約12kmの西方、東経139度34分10秒、北緯35度42分53秒(市役所)の地点に位置する。



(2) 地勢

標高 50m～65m(市役所56.98m)

広がり 東西6.4km

南北3.1km

地形 総体的に平坦である。

地質 ローム質(火山灰質)土壌

(3) 面積

10.98km²

(4) 市制

昭和22年11月3日施行

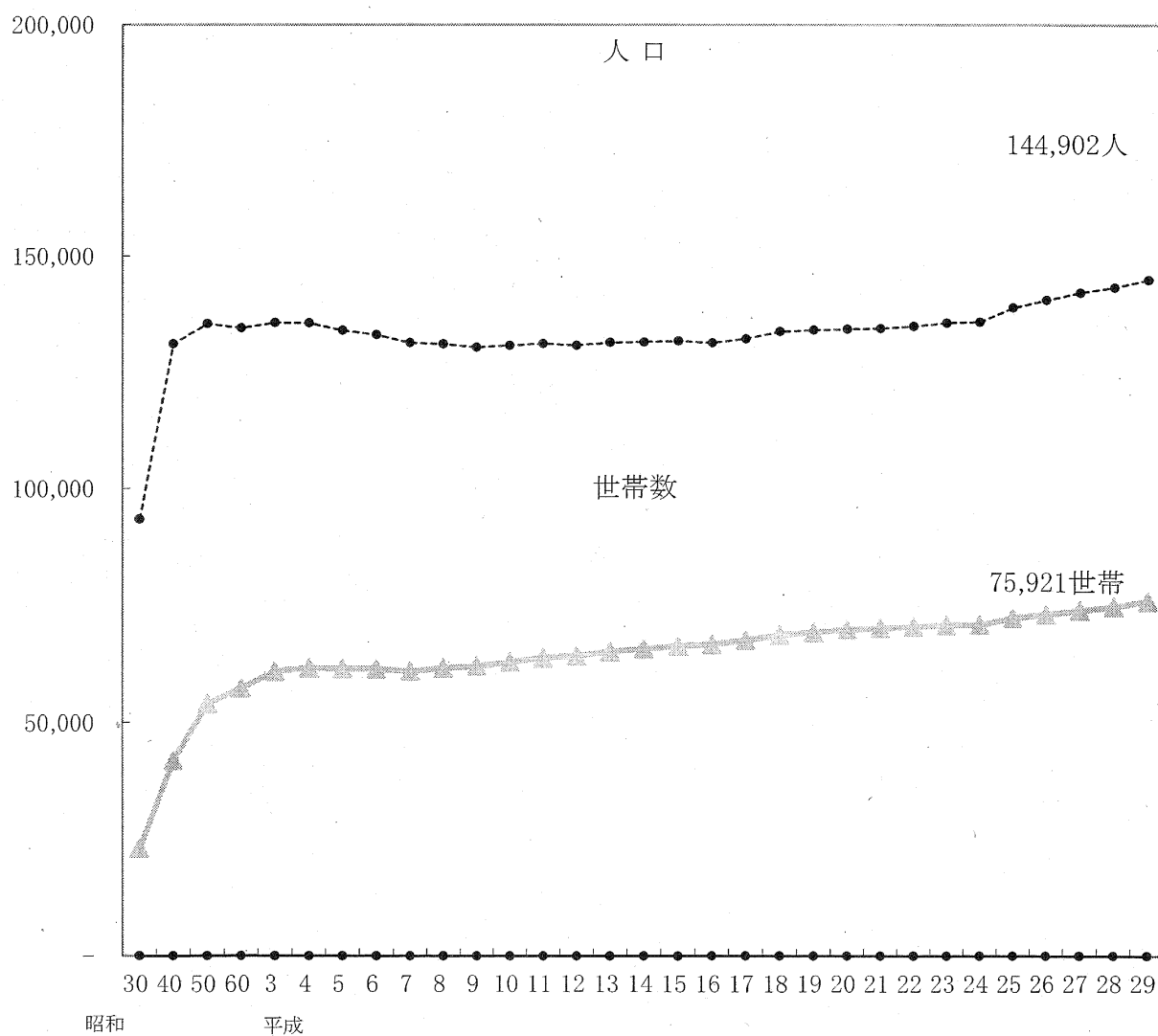
(5)人口及び世帯数

年	人口 (人)				世帯数 (世帯)
	総数	男	女	人口密度 (1km ² 当たり)	
28	143,262	68,760	74,502	13,048	74,684
29	143,964	69,047	74,917	13,111	75,240
30	144,902	69,494	75,408	13,197	75,921

(注) 各年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

人口及び世帯数の推移

(人・世帯)



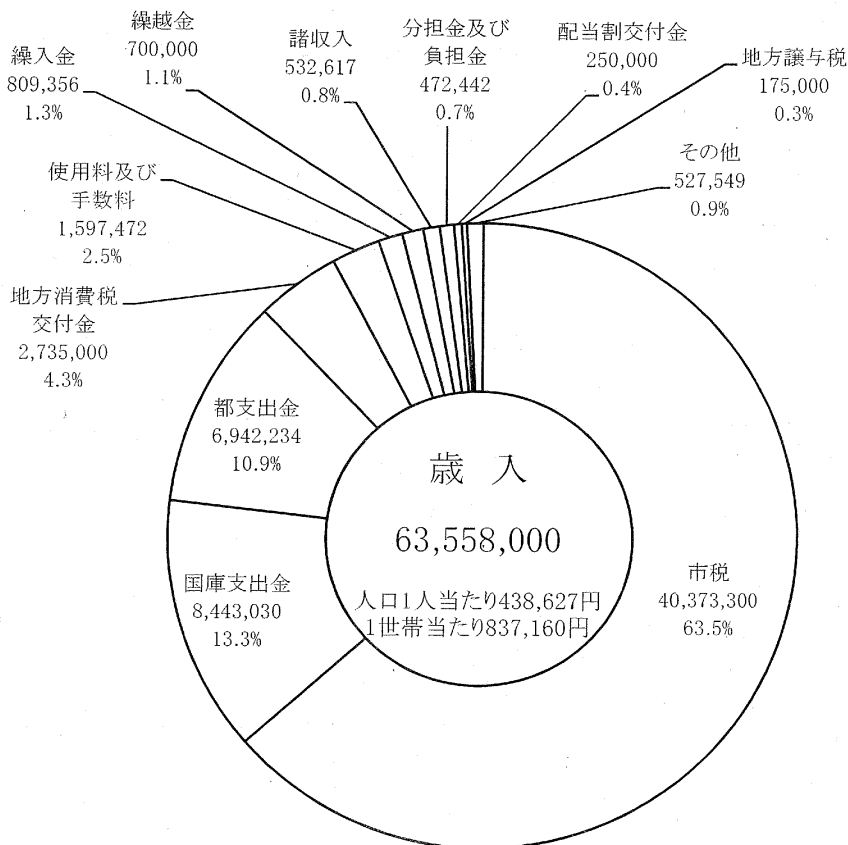
2. 財政

(1) 平成30年度一般会計歳入歳出予算構成図

平成30年1月1日現在

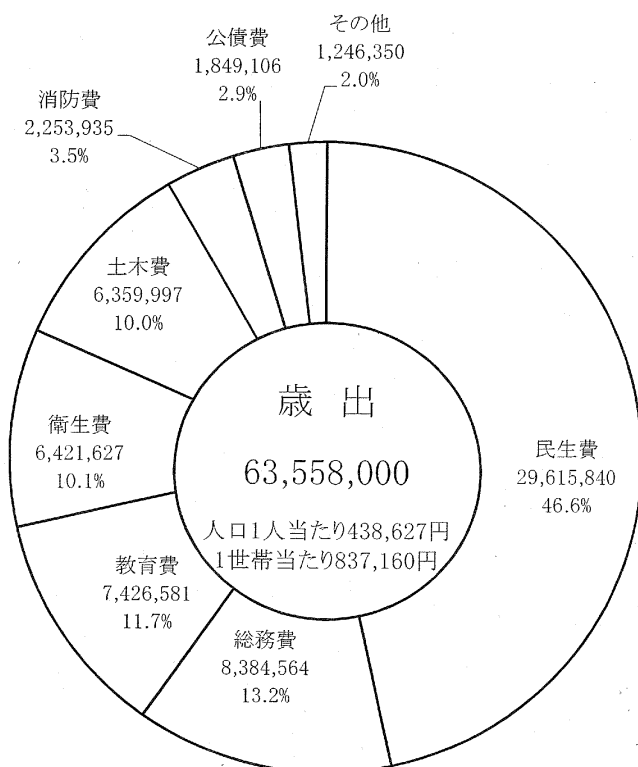
(単位:千円)

人口 144,902人
世帯 75,921世帯



【その他の内訳】

株式等譲渡所得割交付金	162,000	0.3%
財産収入	92,348	0.2%
自動車取得税交付金	80,001	0.1%
市債	80,000	0.1%
利子割交付金	68,000	0.1%
地方特例交付金	30,000	0.1%
交通安全対策特別交付金	15,000	0.0%
地方交付税	100	0.0%
寄附金	100	0.0%



【その他の内訳】

商工費	491,794	0.8%
議会費	470,244	0.7%
予備費	100,000	0.2%
農業費	85,870	0.1%
諸支出金	60,706	0.1%
労働費	37,736	0.1%

(2) 一般会計歳入決算年度別比較表

款	区分	27年度		28年度		29年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市	税	千円 39,828,735	% 58.1	千円 40,360,924	% 56.9	千円 40,023,929	% 60.0
地	方 譲 与 税	178,204	0.3	183,167	0.3	183,707	0.3
利	子 割 交 付 金	241,331	0.4	67,220	0.1	72,623	0.1
配	当 割 交 付 金	290,565	0.4	219,701	0.3	299,767	0.4
株	式等譲渡所得割交付金	286,550	0.4	128,235	0.2	301,736	0.4
地	方 消 費 税 交 付 金	3,574,055	5.2	3,217,756	4.5	3,314,072	5.0
自	動 車 取 得 税 交 付 金	79,951	0.1	83,209	0.1	105,163	0.2
地	方 特 例 交 付 金	40,478	0.1	37,596	0.1	41,483	0.1
地	方 交 付 税	56,158	0.1	50,432	0.1	32,157	0.0
交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,134	0.0	14,843	0.0	13,639	0.0
分	担 金 及 び 負 担 金	376,851	0.5	432,228	0.6	502,683	0.7
使	用 料 及 び 手 数 料	1,571,603	2.3	1,560,421	2.2	1,589,921	2.4
国	庫 支 出 金	8,228,333	12.0	9,173,145	12.9	8,195,164	12.3
都	支 出 金	6,098,907	8.9	6,259,737	8.8	7,045,589	10.6
財	産 収 入	483,471	0.7	160,889	0.2	238,571	0.4
寄	附 金	50,393	0.1	3,201	0.0	1,366	0.0
繰	入 金	1,718,623	2.5	3,728,440	5.3	1,210,685	1.8
繰	越 金	4,031,236	5.9	2,923,636	4.1	2,431,866	3.6
諸	収 入	618,816	0.9	641,169	0.9	778,275	1.2
市	債	746,000	1.1	1,704,000	2.4	336,000	0.5
歳	入 合 計	68,515,394	100.0	70,949,949	100.0	66,718,396	100.0

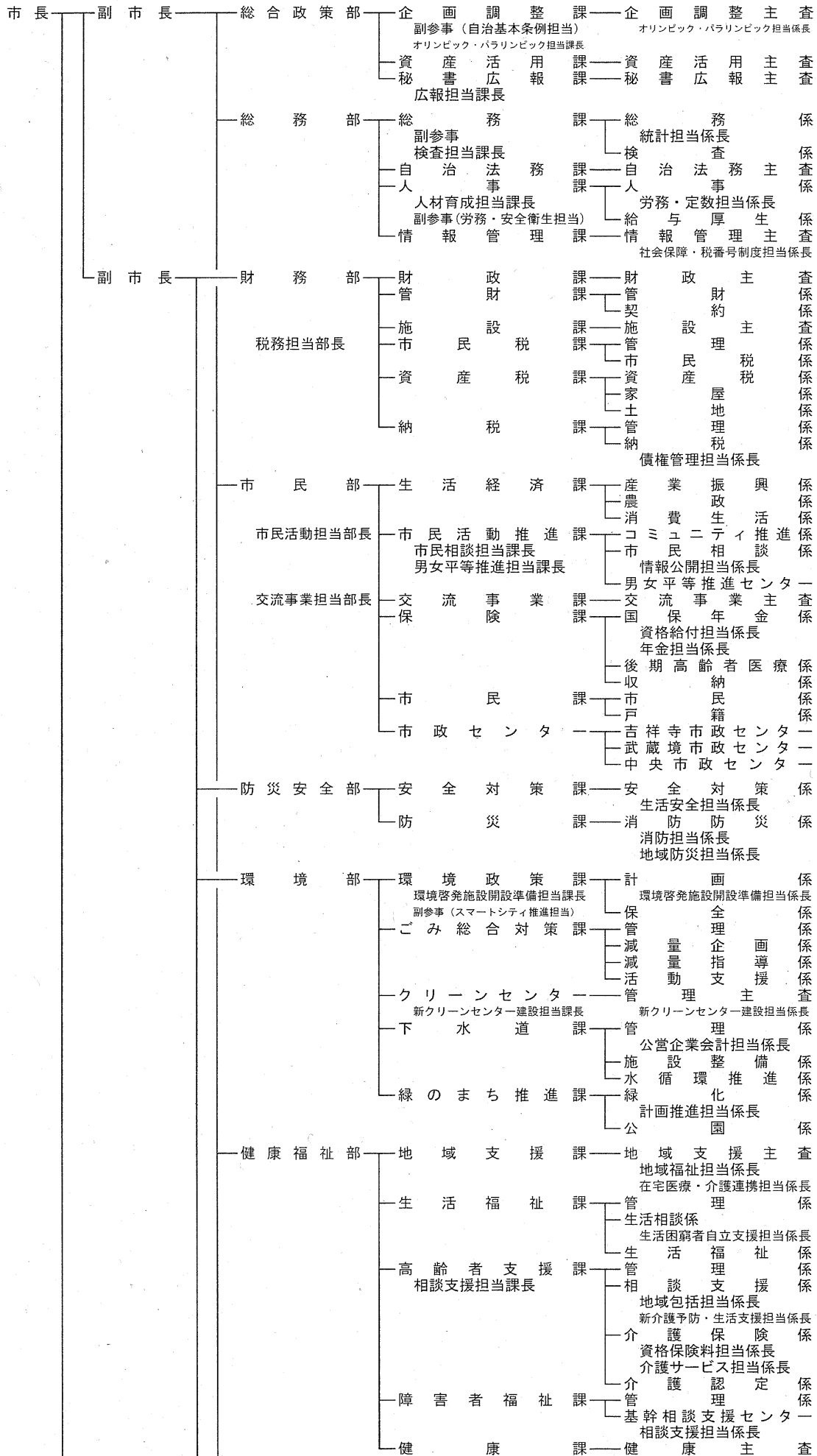
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表

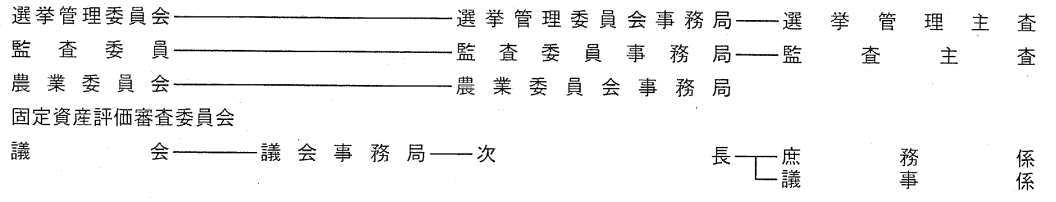
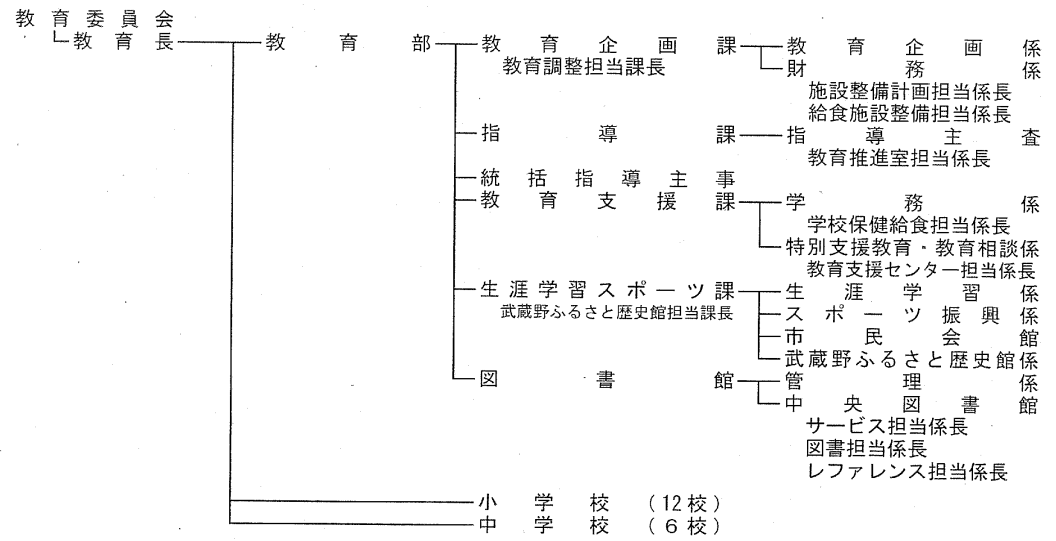
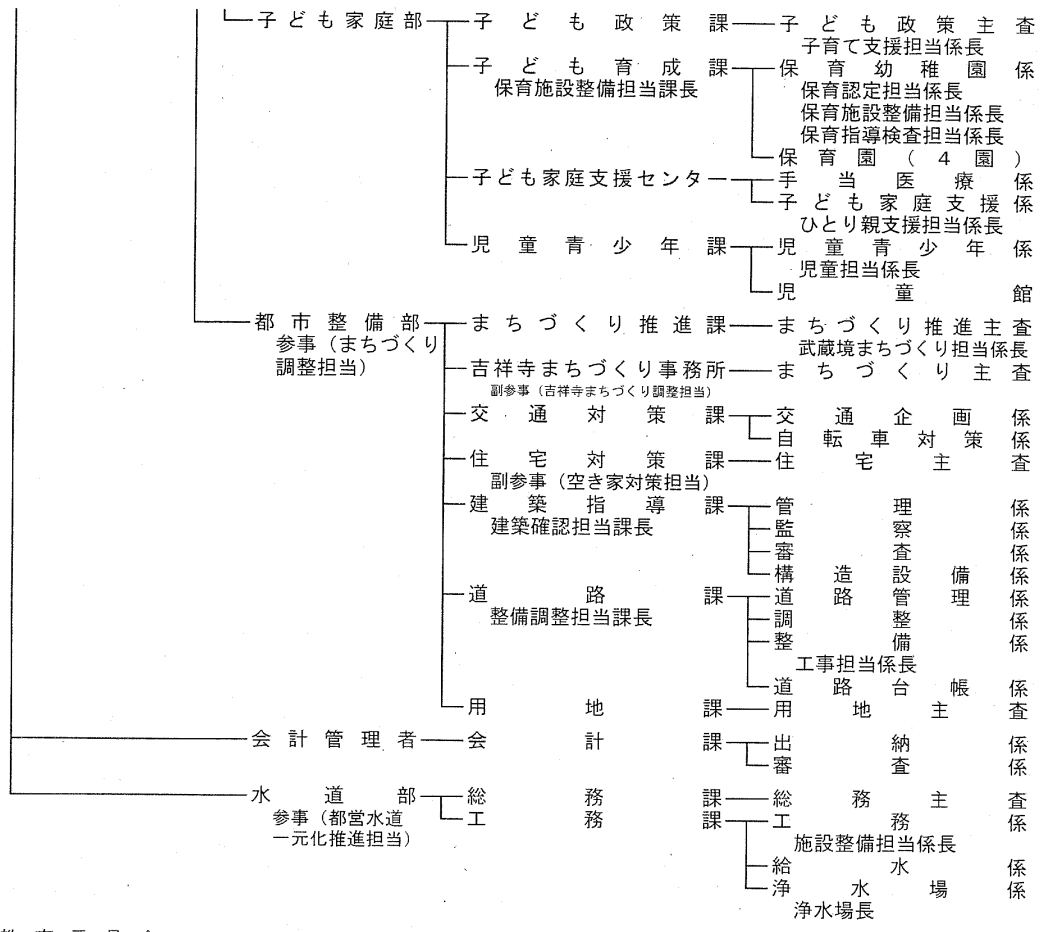
区分 款	27年度		28年度		29年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	千円 475,356	% 0.7	千円 458,636	% 0.7	千円 457,559	% 0.7
総務費	10,962,828	16.7	13,834,244	20.2	11,208,548	17.6
民生費	24,438,730	37.3	25,822,140	37.7	27,667,117	43.3
衛生費	9,075,960	13.8	10,033,397	14.6	5,682,185	8.9
労働費	34,731	0.1	36,358	0.0	38,718	0.1
農業費	73,922	0.1	63,231	0.1	95,991	0.1
商工費	527,404	0.8	438,456	0.6	491,712	0.8
土木費	8,775,686	13.4	6,263,414	9.1	5,568,800	8.7
消防費	2,106,404	3.2	2,109,313	3.1	2,065,539	3.2
教育費	7,134,155	10.9	7,512,056	11.0	8,668,473	13.6
公債費	1,924,341	2.9	1,896,767	2.8	1,856,002	2.9
諸支出金	62,241	0.1	50,071	0.1	42,081	0.1
予備費	-	-	-	-	-	-
歳出合計	65,591,758	100.0	68,518,083	100.0	63,842,725	100.0

3. 市の行政機構

武蔵野市機構図

平成30年4月1日現在





4. 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

(平成30年4月12日現在)

区 分		職 員 数				
課	係	課長	係長 (課長補佐)	主任	主事	計
市民税課		1	-	-	-	1
	管理係	-	2	2	2	6
	市民税係	-	3	8	6	17
	小 計	1	5	10	8	24
資産税課		1	-	-	-	1
	資産税係	-	1	-	1	2
	家屋係	-	2	4	2	8
	土地係	-	1	3	3	7
	小 計	1	4	7	6	18
納税課		1	-	-	-	1
	管理係	-	1	-	5	6
	納税係	-	2	11	2	15
	小 計	1	3	11	7	22
合 計		3	12	28	21	64

(2) 事務分掌

課	係	事 務 分 掌
市民税課	管理係	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の調定に関する事。
		(2) 市民税(法人)、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関する事。
		(3) 自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等税外収入に関する事。
		(4) 税務関係証明及び固定資産課税台帳の閲覧に関する事。
		(5) コンビニエンスストア等における市民税・都民税課税証明書、市民税・都民税非課税証明書等の交付に関する事。
		(6) 税制に関する事。
		(7) 税務統計(他の課に属するものを除く。)に関する事。
		(8) 武蔵野市たばこ税増収対策協議会に関する事。
		(9) 課内の庶務に関する事。
	市民税係	(1) 市民税(個人)の賦課に関する事。

課	係	事務分掌
資産税課	資産税係	(1) 償却資産の評価及び固定資産税の賦課に関すること。
		(2) 課内の庶務に関すること。
	家屋係	(1) 家屋の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		(2) 事業所税の賦課に関すること。
	土地係	(1) 土地の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		(2) 特別土地保有税の賦課に関すること。
(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。		
納税課	管理係	(1) 市税等(国民健康保険税に関するものを除く。)及び市税等に係る税外収入金の徴収整理簿の整理に関すること。
		(2) 納税督励及び督促に関すること。
		(3) 市税等の過誤納還付に関すること。
		(4) 納税実績の統計に関すること。
		(5) 納税の啓発宣伝に関すること。
		(6) 納税貯蓄組合に関すること。
		(7) 市税等の口座振替に関すること。
		(8) 軽自動車税の口座振替に係る車検用納税証明に関すること。
		(9) 課内の庶務に関すること。
	納税係	(1) 市税等及び市税等に係る税外収入金の徴収に関すること。
		(2) 滞納処分に関すること。
		(3) 徴収金の囑託及び受託に関すること。
		(4) 市税及び市税に係る税外収入金の欠損処分に関すること。
		(5) 債権管理の適正化に関すること。

5. 税務関係特別職員

(1) 固定資産評価審査委員会

(平成30年6月末日現在)

役 職	氏 名	任 期
委員長	後藤 敏夫	平成30.4.1 ~ 平成33.3.31 (5期目)
委員長代理	吉田 宗一郎	平成29.4.1 ~ 平成32.3.31 (3期目)
委員	井出 多加子	平成28.4.1 ~ 平成31.3.31 (6期目)
〃	堀田 正	平成30.4.1 ~ 平成33.3.31 (4期目)
〃	荒山 國雄	平成28.4.1 ~ 平成31.3.31 (2期目)
〃	中田 千恵子	平成29.4.1 ~ 平成32.3.31 (1期目)

6. 市税

(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移

税目	区分	平成27年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調定額			
							前年度比	義務者1人 当たり	住民1人 当たり	1世帯 当たり
市	税	千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		39,327,000	41,033,874	39,828,735	97.1	—	1.8	—	288,690	555,165
	現年課税分	38,948,200	39,561,447	39,366,096	99.5	—	2.6	—	278,331	535,243
	滞納繰越分	378,800	1,472,427	462,639	31.4	—	△ 14.6	—	10,359	19,921
市	市民税	19,993,000	21,262,088	20,352,932	95.7	—	2.4	—	149,588	287,664
	個人	16,721,000	17,740,812	16,868,756	95.1	—	1.7	—	124,814	240,023
	現年課税分	16,480,000	16,697,288	16,562,728	99.2	—	3.1	—	117,472	225,905
	普通徴収	—	5,379,013	5,249,717	97.6	33,418	△ 0.8	160,962	37,844	72,775
	給与特別徴収	—	10,887,308	10,882,044	100.0	45,592	5.5	238,799	76,597	147,299
	年金特別徴収	—	430,967	430,967	100.0	4,075	△ 6.1	105,759	3,032	5,831
	滞納繰越分	241,000	1,043,524	306,028	29.3	—	△ 15.8	—	7,342	14,118
	法人	3,272,000	3,521,276	3,484,176	98.9	—	5.7	—	24,774	47,641
	現年課税分	3,263,000	3,479,143	3,473,416	99.8	7,284	6.3	477,642	24,477	47,071
	滞納繰越分	9,000	42,133	10,760	25.5	—	△ 25.9	—	296	570
	固定資産税	15,260,000	15,588,336	15,342,831	98.4	—	1.5	—	109,670	210,901
	純固定資産税	14,635,000	14,962,571	14,717,066	98.4	—	1.6	—	105,268	202,435
	現年課税分	14,527,000	14,640,964	14,595,321	99.7	48,248	1.9	303,452	103,005	198,084
	土地家屋	13,083,000	13,181,968	13,137,771	99.7	45,816	1.7	287,715	92,741	178,344
	土地	—	8,374,509	8,346,431	99.7	(35,968)	2.0	(232,832)	58,918	113,302
	家屋	—	4,807,459	4,791,340	99.7	(38,745)	1.3	(124,079)	33,822	65,042
	償却資産	1,444,000	1,458,996	1,457,550	99.9	2,432	3.3	599,916	10,265	19,739
	滞納繰越分	108,000	321,607	121,745	37.9	—	△ 9.7	—	2,263	4,351
	交付金	625,000	625,765	625,765	100.0	—	△ 0.7	—	4,403	8,466
	交付金	625,000	625,765	625,765	100.0	—	△ 0.7	—	4,403	8,466
	軽自動車税	35,200	43,771	38,278	87.5	—	△ 0.3	—	308	592
	現年課税分	34,200	37,847	36,694	97.0	(10,740)	2.3	(3,524)	266	512
	滞納繰越分	1,000	5,924	1,584	26.7	—	△ 13.9	—	42	80
	市たばこ税	966,000	995,458	995,458	100.0	7	△ 2.4	—	7,003	13,468
	現年課税分	966,000	995,458	995,458	100.0	7	△ 2.4	—	7,003	13,468
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	入湯税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事業所税	607,000	618,488	618,488	100.0	160	0.0	3,865,550	4,351	8,368
	現年課税分	607,000	618,488	618,488	100.0	160	0.0	3,865,550	4,351	8,368
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	都市計画税	2,465,800	2,525,733	2,480,748	98.2	—	1.8	—	17,770	34,172
	現年課税分	2,446,000	2,466,494	2,458,226	99.7	45,813	2.2	53,838	17,353	33,370
	土地	—	1,739,781	1,733,949	99.7	(35,965)	2.4	(48,374)	12,240	23,538
	家屋	—	726,713	724,277	99.7	(38,743)	1.5	(18,757)	5,113	9,832
	滞納繰越分	19,800	59,239	22,522	38.0	—	△ 10.1	—	417	801

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数および調定対象者1人あたりの調定額である。ただし、軽自動車税にあつては、調定対象台数である。
4. 入湯税の納税義務者数は、納入義務者数である。
5. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による(外国人を含む)。
6. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

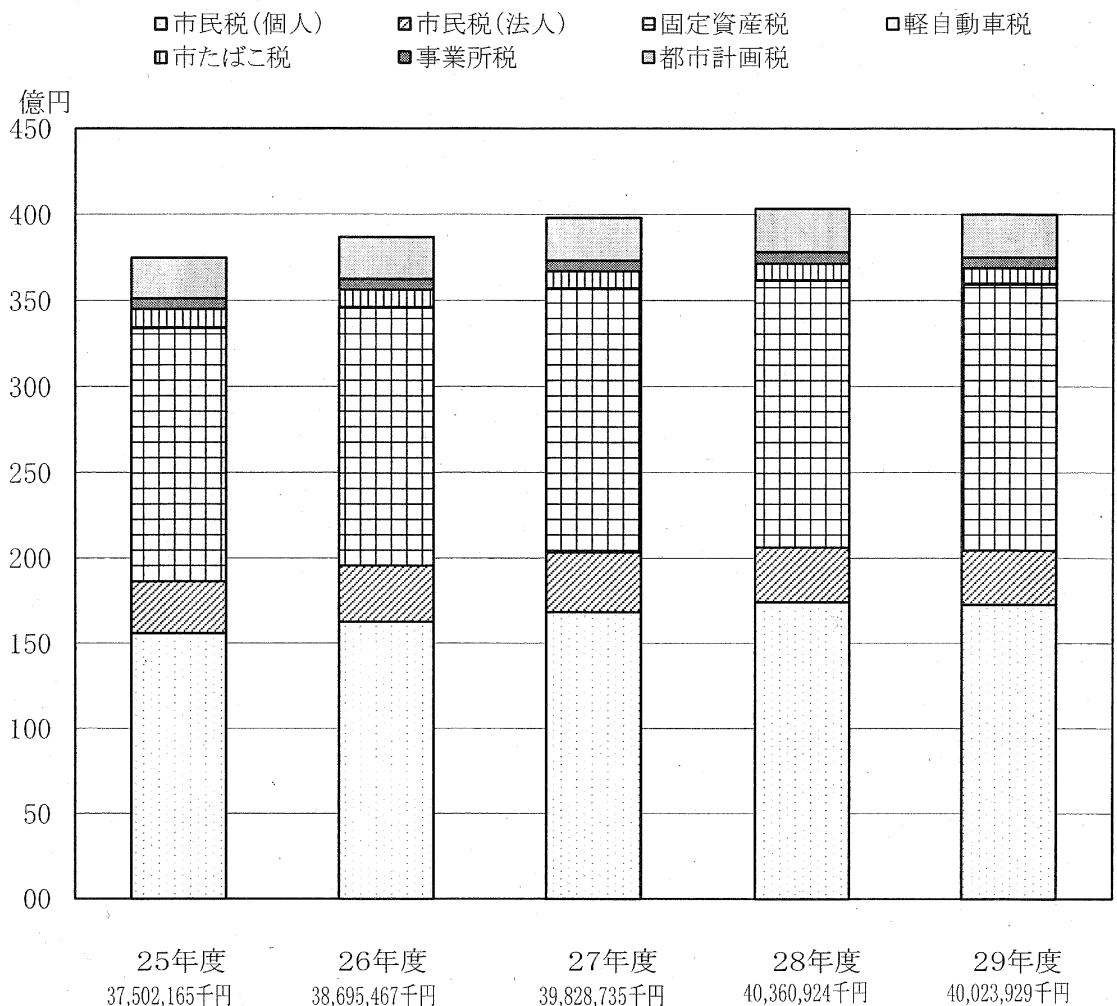
税目		平成28年度								
		区分		収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
		予算現額	調定額				前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 当 た り
市	税	千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		40,072,900	41,291,239	40,360,924	97.7	—	0.6	—	288,222	552,879
	現年課税分	39,732,700	40,178,323	40,028,377	99.6	—	1.6	—	280,453	537,978
	滞納繰越分	340,200	1,112,916	332,547	29.9	—	△ 24.4	—	7,768	14,902
市	民 税	20,434,500	21,351,436	20,649,201	96.7	—	0.4	—	149,038	285,890
	個 人	17,283,500	18,118,665	17,449,003	96.3	—	2.1	—	126,472	242,604
	現年課税分	17,055,500	17,318,070	17,211,134	99.4	—	3.7	—	120,884	231,885
	普通徴収	—	5,520,722	5,418,551	98.1	32,745	2.6	168,597	38,536	73,921
	給与特別徴収	—	11,364,319	11,359,554	100.0	47,641	4.4	238,541	79,325	152,165
	年金特別徴収	—	433,029	433,029	100.0	4,085	0.5	106,005	3,023	5,798
	滞納繰越分	228,000	800,595	237,869	29.7	—	△ 23.3	—	5,588	10,720
	法 人	3,151,000	3,232,771	3,200,198	99.0	—	△ 8.2	—	22,565	43,286
	現年課税分	3,144,000	3,202,833	3,193,639	99.7	7,378	△ 7.9	434,106	22,356	42,885
	滞納繰越分	7,000	29,938	6,559	21.9	—	△ 28.9	—	209	401
固 定 資 産 税		15,486,400	15,718,389	15,530,161	98.8	—	0.8	—	109,718	210,465
	純 固 定 資 産 税	14,879,400	15,111,338	14,923,110	98.8	—	1.0	—	105,480	202,337
	現年課税分	14,791,000	14,876,955	14,849,567	99.8	48,613	1.6	306,028	103,844	199,199
	土地家屋	13,358,000	13,440,011	13,414,001	99.8	46,130	2.0	291,351	93,814	179,958
	土地	—	8,459,573	8,443,201	99.8	(36,317)	1.0	(232,937)	59,050	113,272
	家屋	—	4,980,438	4,970,800	99.8	(39,104)	3.6	(127,364)	34,765	66,687
	償却資産	1,433,000	1,436,944	1,435,566	99.9	2,483	△ 1.5	578,713	10,030	19,240
	滞納繰越分	88,400	234,383	73,543	31.4	—	△ 27.1	—	1,636	3,138
	交 付 金	607,000	607,051	607,051	100.0	—	△ 3.0	—	4,237	8,128
	交付金	607,000	607,051	607,051	100.0	—	△ 3.0	—	4,237	8,128
軽 自 動 車 税		46,200	52,966	47,778	90.2	—	21.0	—	370	709
	現年課税分	45,200	48,351	46,759	96.7	(10,624)	27.8	(4,551)	338	647
	滞納繰越分	1,000	4,615	1,019	22.1	—	△ 22.1	—	32	62
市 た ば こ 税		950,000	946,853	946,853	100.0	8	△ 4.9	—	6,609	12,678
	現年課税分	950,000	946,853	946,853	100.0	8	△ 4.9	—	6,609	12,678
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		658,000	680,797	680,797	100.0	154	10.1	4,420,760	4,752	9,116
	現年課税分	658,000	680,797	680,797	100.0	154	10.1	4,420,760	4,752	9,116
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		2,497,800	2,540,798	2,506,134	98.6	—	0.6	—	17,735	34,021
	現年課税分	2,482,000	2,497,413	2,492,577	99.8	46,128	1.3	54,141	17,432	33,440
	土地	—	1,750,359	1,746,969	99.8	(36,315)	0.6	(48,199)	12,218	23,437
	家屋	—	747,054	745,608	99.8	(39,102)	2.8	(19,105)	5,215	10,003
	滞納繰越分	15,800	43,385	13,557	31.2	—	△ 26.8	—	303	581

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数および調定対象者1人あたりの調定額である。ただし、軽自動車税にあつては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による(外国人を含む)。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

税目	区分	平成29年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調定額			
							前年度比	義務者1人 当たり	住民1人 当たり	1世帯 当たり
市	税	千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		39,818,040	40,762,505	40,023,929	98.2	—	△ 1.3	—	283,144	541,766
	現年課税分	39,590,460	39,983,150	39,851,411	99.7	—	△ 0.5	—	277,730	531,408
	滞納繰越分	227,580	779,355	172,518	22.1	—	△ 30.0	—	5,414	10,358
市	市民税	20,318,500	21,006,615	20,480,801	97.5	—	△ 1.6	—	145,916	279,195
	個人	17,278,850	17,782,200	17,284,030	97.2	—	△ 1.9	—	123,518	236,340
	現年課税分	17,124,100	17,247,555	17,157,580	99.5	—	△ 0.4	—	119,805	229,234
	普通徴収	—	5,306,190	5,219,485	98.4	30,311	△ 3.9	175,058	36,858	70,524
	給与特別徴収	—	11,493,772	11,490,502	100.0	50,938	1.1	225,642	79,838	152,761
	年金特別徴収	—	447,593	447,593	100.0	4,352	3.4	102,848	3,109	5,949
	滞納繰越分	154,750	534,644	126,450	23.7	—	△ 33.2	—	3,714	7,106
	法人	3,039,650	3,224,415	3,196,771	99.1	—	△ 0.3	—	22,397	42,855
	現年課税分	3,034,000	3,196,717	3,192,976	99.9	7,585	△ 0.2	421,452	22,205	42,487
	滞納繰越分	5,650	27,698	3,795	13.7	—	△ 7.5	—	192	368
固	定資産税	15,464,845	15,649,984	15,474,137	98.9	—	△ 0.4	—	108,708	208,001
	純固定資産税	14,864,845	15,049,390	14,873,543	98.8	—	△ 0.4	—	104,536	200,018
	現年課税分	14,808,360	14,869,835	14,838,656	99.8	48,763	△ 0.0	304,941	103,289	197,632
	土地家屋	13,426,000	13,484,814	13,455,233	99.8	46,251	0.3	291,557	93,668	179,224
	土地	—	8,452,178	8,433,637	99.8	(36,527)	△ 0.1	(231,395)	58,710	112,336
	家屋	—	5,032,636	5,021,596	99.8	(39,273)	1.0	(128,145)	34,958	66,888
	償却資産	1,382,360	1,385,021	1,383,423	99.9	2,512	△ 3.6	551,362	9,621	18,408
	滞納繰越分	56,485	179,555	34,887	19.4	—	△ 23.4	—	1,247	2,386
	交付金	600,000	600,594	600,594	100.0	—	△ 1.1	—	4,172	7,982
	交付金	600,000	600,594	600,594	100.0	—	△ 1.1	—	4,172	7,982
軽	自動車税	47,850	53,790	48,931	91.0	—	1.6	—	374	715
	現年課税分	47,000	49,292	47,936	97.2	(10,408)	1.9	(4,736)	342	655
	滞納繰越分	850	4,498	995	22.1	—	△ 2.5	—	31	60
市	たばこ税	880,000	888,879	888,879	100.0	8	△ 6.1	—	6,174	11,814
	現年課税分	880,000	888,879	888,879	100.0	8	△ 6.1	—	6,174	11,814
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入	湯税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事	業所税	603,000	624,646	624,646	100.0	161	△ 8.2	3,879,789	4,339	8,302
	現年課税分	603,000	624,646	624,646	100.0	161	△ 8.2	3,879,789	4,339	8,302
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都	市計画税	2,503,845	2,538,592	2,506,535	98.7	—	—	—	17,634	33,740
	現年課税分	2,494,000	2,505,632	2,500,144	99.8	46,249	0.3	54,177	17,405	33,302
	土地	—	1,749,861	1,746,028	99.8	(36,525)	△ 0.0	(47,909)	12,155	23,257
	家屋	—	755,771	754,116	99.8	(39,271)	1.2	(19,245)	5,250	10,045
	滞納繰越分	9,845	32,960	6,391	19.4	—	△ 24.0	—	229	438

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数および調定対象者1人あたりの調定額である。ただし、軽自動車税にあつては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による(外国人を含む)。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

(2) 市税の構成(収入済額)



構成比表

(単位:%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市民税	49.8	50.6	51.1	51.1	51.2
個人	41.7	42.1	42.4	43.2	43.2
法人	8.1	8.5	8.7	7.9	8.0
固定資産税	39.4	38.8	38.5	38.5	38.7
軽自動車税	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
市たばこ税	2.8	2.6	2.5	2.4	2.2
入湯税	-	-	-	-	-
事業所税	1.6	1.6	1.6	1.7	1.5
都市計画税	6.3	6.3	6.2	6.2	6.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 市税外収入の推移

(単位：千円)

税目 \ 年度	27	28	29	備 考
地方揮発油譲与税	54,131	53,502	53,231	
自動車重量譲与税	124,073	129,665	130,476	
地方道路譲与税	0	—	—	27年度交付額 2円
利子割交付金	241,331	67,220	72,623	
配当割交付金	290,565	219,701	299,767	
株式等譲渡所得割交付金	286,550	128,235	301,736	
地方消費税交付金	3,574,055	3,217,756	3,314,072	
自動車取得税交付金	79,951	83,209	105,163	
減収補てん特例交付金	40,478	37,596	41,483	
合 計	4,691,134	3,936,884	4,318,551	

(注)

- ① 地方揮発油譲与税：揮発油の数量に対し課税される地方揮発油税の収入額の42%が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(地方揮発油譲与税法)
- ② 自動車重量譲与税：自動車重量税法の規定による自動車重量税(車両検査時に納める)の収入額の3分の1(当分の間407/1000に引上げ)に相当する額が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(自動車重量譲与税法)
- ③ 地方道路譲与税：平成21年度税制改正(道路特定財源の一般財源化)により、地方道路譲与税は、地方揮発油譲与税に名称変更され、用途制限は廃止されたが、経過措置として、旧法により課税された分は、地方道路譲与税(道路特定財源)として譲与される。(地方揮発油譲与税法)
- ④ 利子割交付金：貯蓄などに伴い生じる利子の額に応じて特別徴収される利子課税20%のうち15%は国税、5%は都道府県民税となる。この5%のうち事務費等を差し引いた5分の3が市町村に交付される。(地方税法)
- ⑤ 配当割交付金：上場株式等の配当等に対し特別徴収され、都民税配当割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑥ 株式等譲渡所得割交付金：上場株式等の譲渡益に対し特別徴収され、都民税株式等譲渡所得割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑦ 地方消費税交付金：一般的に8%の消費税と言われているもののうちの1.7%は、都道府県税としての地方消費税であり、そのうちの2分の1は地方消費税交付金として市町村に交付される。消費税5%の時までは各市町村の人口及び事業所の従業員数により按分して交付されていたが、引き上げ分の地方消費税収入の用途は社会保障経費の財源とされることとなったため、引き上げ分は全額人口により按分して交付される。(地方税法)
- ⑧ 自動車取得税交付金：自動車の取得に対して課される自動車取得税に政令で定める率95%を乗じて得た額の10分の7が、各市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付される。(地方税法)
- ⑨ 減収補てん特例交付金：平成20年度から適用されている個人住民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするため、減収補てん特例交付金が交付される。全国の区市町村に交付されるべき交付金総額を各区市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分した額が交付される。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律)

7. 市民税

(1) 市民税(個人)所得割額調(当初課税分)

平成28年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
10万円以下の金額	1,119	601,223	1,830	164	117,199	304	-	-	-
10万円を超え100万円以下	11,193	14,599,937	385,431	858	1,151,963	24,620	-	-	-
100万円＼ 200万円＼	15,211	35,814,988	1,293,819	647	1,528,507	54,185	1	2,452	89
200万円＼ 300万円＼	10,358	37,376,849	1,486,103	418	1,463,261	60,032	1	3,237	167
300万円＼ 400万円＼	6,271	30,553,042	1,271,113	248	1,152,170	50,222	-	-	-
400万円＼ 550万円＼	5,550	35,511,825	1,531,163	187	1,113,096	51,064	-	-	-
550万円＼ 700万円＼	3,118	25,321,101	1,132,577	108	834,193	39,471	-	-	-
700万円＼ 1000万円＼	3,260	34,072,247	1,585,529	120	1,219,417	58,285	-	-	-
1000万円を超える金額	3,283	70,034,371	3,631,475	290	7,845,781	420,412	-	-	-
合計	59,363	283,885,583	12,319,040	3,040	16,425,587	758,595	2	5,689	256
所得別構成	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	78.2	78.8	74.2	4.0	4.6	4.6	0	0	0

※1「平成28年度市町村税課税状況等の調」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
443	337,716	798	295	81,014	158,348	2,021	1,137,152	161,280	2.7	1.0
4,690	6,589,169	136,636	204	311,081	63,548	16,945	22,652,150	610,235	22.3	3.7
3,012	7,187,568	240,559	241	624,619	82,430	19,112	45,158,134	1,671,082	25.2	10.1
1,281	4,658,361	180,689	172	657,823	48,215	12,230	44,159,531	1,775,206	16.1	10.7
706	3,312,875	139,783	164	833,561	59,678	7,389	35,851,648	1,520,796	9.7	9.1
469	2,782,653	126,569	168	1,083,942	151,343	6,374	40,491,516	1,860,139	8.4	11.2
249	1,899,226	89,035	134	1,075,583	219,902	3,609	29,130,103	1,480,985	4.8	8.9
280	2,751,529	134,235	175	1,849,378	128,639	3,835	39,892,571	1,906,688	5.0	11.5
423	10,553,484	571,054	371	13,457,548	997,541	4,367	101,891,184	5,620,482	5.8	33.8
11,553	40,072,581	1,619,358	1,924	19,974,549	1,909,644	75,882	360,363,989	16,606,893	100.0	100.0
%	%	%	%	%	%	%	%	%		
15.2	11.1	9.7	2.6	5.5	11.5	100.0	100.0	100.0		

平成29年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
10万円以下の金額	1,115	580,454	1,852	151	104,492	288	-	-	-
10万円を超え100万円以下	11,082	14,636,800	385,383	902	1,167,055	25,819	3	3,460	77
100万円 " 200万円 "	15,502	36,580,736	1,314,782	662	1,608,274	55,670	-	-	-
200万円 " 300万円 "	10,695	38,753,818	1,523,913	419	1,464,216	60,070	-	-	-
300万円 " 400万円 "	6,287	30,774,779	1,261,213	276	1,256,232	55,395	-	-	-
400万円 " 550万円 "	5,660	36,340,011	1,539,597	198	1,173,166	53,263	-	-	-
550万円 " 700万円 "	3,083	25,128,742	1,105,165	137	1,077,723	49,436	-	-	-
700万円 " 1000万円 "	3,161	33,050,390	1,512,137	124	1,256,455	59,526	-	-	-
1000万円を超える金額	3,540	75,435,560	3,832,256	285	8,219,813	435,179	1	35,866	2,027
合計	60,125	291,281,290	12,476,298	3,154	17,327,426	794,646	4	39,326	2,104
所得別構成	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	78.4	79.7	74.5	4.1	4.8	4.8	0	0	0

※1「平成29年度市町村税課税状況等の調」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
480	377,521	862	247	69,420	148,809	1,993	1,131,887	151,811	2.6	0.9
4,762	6,635,719	139,515	199	313,628	89,834	16,948	22,756,662	640,628	22.1	3.8
3,063	7,387,512	247,043	203	527,597	144,599	19,430	46,104,119	1,762,094	25.3	10.5
1,346	4,882,494	190,592	143	563,037	46,972	12,603	45,663,565	1,821,547	16.4	10.9
650	3,048,223	129,289	127	648,008	59,747	7,340	35,727,242	1,505,644	9.6	9.0
479	2,863,270	129,103	145	933,316	153,424	6,482	41,309,763	1,875,387	8.5	11.2
262	1,997,819	93,467	120	983,866	98,529	3,602	29,188,150	1,346,597	4.7	8.0
298	2,960,109	145,234	138	1,419,549	103,330	3,721	38,686,503	1,820,227	4.8	10.9
418	10,898,672	583,348	324	10,328,846	964,143	4,568	104,918,757	5,816,953	6.0	34.8
11,758	41,051,339	1,658,453	1,646	15,787,267	1,809,387	76,687	365,486,648	16,740,888	100.0	100.0
%	%	%	%	%	%	%	%	%		
15.3	11.2	9.9	2.2	4.3	10.8	100.0	100.0	100.0		

平成30年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
10万円以下の金額	1,103	588,579	1,783	139	93,124	254	-	-	-
10万円を超え100万円以下	10,860	14,493,452	377,674	874	1,147,165	25,056	-	-	-
100万円 " 200万円 "	15,820	37,631,639	1,342,047	667	1,609,587	56,233	1	3,154	78
200万円 " 300万円 "	10,809	39,266,991	1,530,878	451	1,585,341	63,847	1	2,695	124
300万円 " 400万円 "	6,403	31,364,972	1,275,525	248	1,148,836	49,352	-	-	-
400万円 " 550万円 "	5,635	36,268,332	1,522,536	233	1,412,506	62,605	-	-	-
550万円 " 700万円 "	2,994	24,426,472	1,063,111	132	1,020,589	47,031	-	-	-
700万円 " 1000万円 "	3,263	34,214,584	1,546,943	124	1,227,970	58,850	-	-	-
1000万円を超える金額	3,561	75,866,574	3,811,182	289	8,703,117	454,229	-	-	-
合計	60,448	294,121,595	12,471,679	3,157	17,948,235	817,457	2	5,849	202
所得別構成	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	78.2	78.8	73.0	4.1	4.8	4.8	0	0	0

※1「平成30年度市町村税課税状況等の調」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
472	365,409	856	297	92,596	266,132	2,011	1,139,708	269,025	2.6	1.6
4,781	6,659,844	139,725	218	335,606	62,066	16,733	22,636,067	604,521	21.6	3.5
2,932	7,079,555	236,459	262	697,732	122,300	19,682	47,021,667	1,757,117	25.5	10.3
1,315	4,700,726	185,067	219	839,474	87,836	12,795	46,395,227	1,867,752	16.5	10.9
631	2,964,111	124,155	176	885,319	67,099	7,458	36,363,238	1,516,131	9.6	8.9
500	3,013,964	134,278	219	1,416,663	152,341	6,587	42,111,465	1,871,760	8.5	11.0
254	1,944,171	90,263	142	1,146,349	74,972	3,522	28,537,581	1,275,377	4.6	7.4
276	2,725,385	131,964	186	1,952,690	136,499	3,849	40,120,629	1,874,256	5.0	11.0
431	11,488,023	616,601	410	12,842,332	1,165,170	4,691	108,900,046	6,047,182	6.1	35.4
11,592	40,941,188	1,659,368	2,129	20,208,761	2,134,415	77,328	373,225,628	17,083,121	100.0	100.0
%	%	%	%	%	%	%	%	%		
15.0	11.0	9.7	2.7	5.4	12.5	100.0	100.0	100.0		

(2) 市民税(法人) (現年課税分)

(I) 納税義務者数調

法人税割

(単位:社)

資本金等 従業員数	年度	27	28	29	税 率
10億円以上		385	406	403	12.1%(14.7%を含む)※
1億円以上 10億円未満		391	412	439	10.9%(13.5%を含む)※
上記以外		7,371	7,532	7,742	9.7%(12.3% を含む)※
合 計		8,147	8,350	8,584	

※平成26年10月1日より前に開始する事業年度まで適用される税率

均等割

(単位:社)

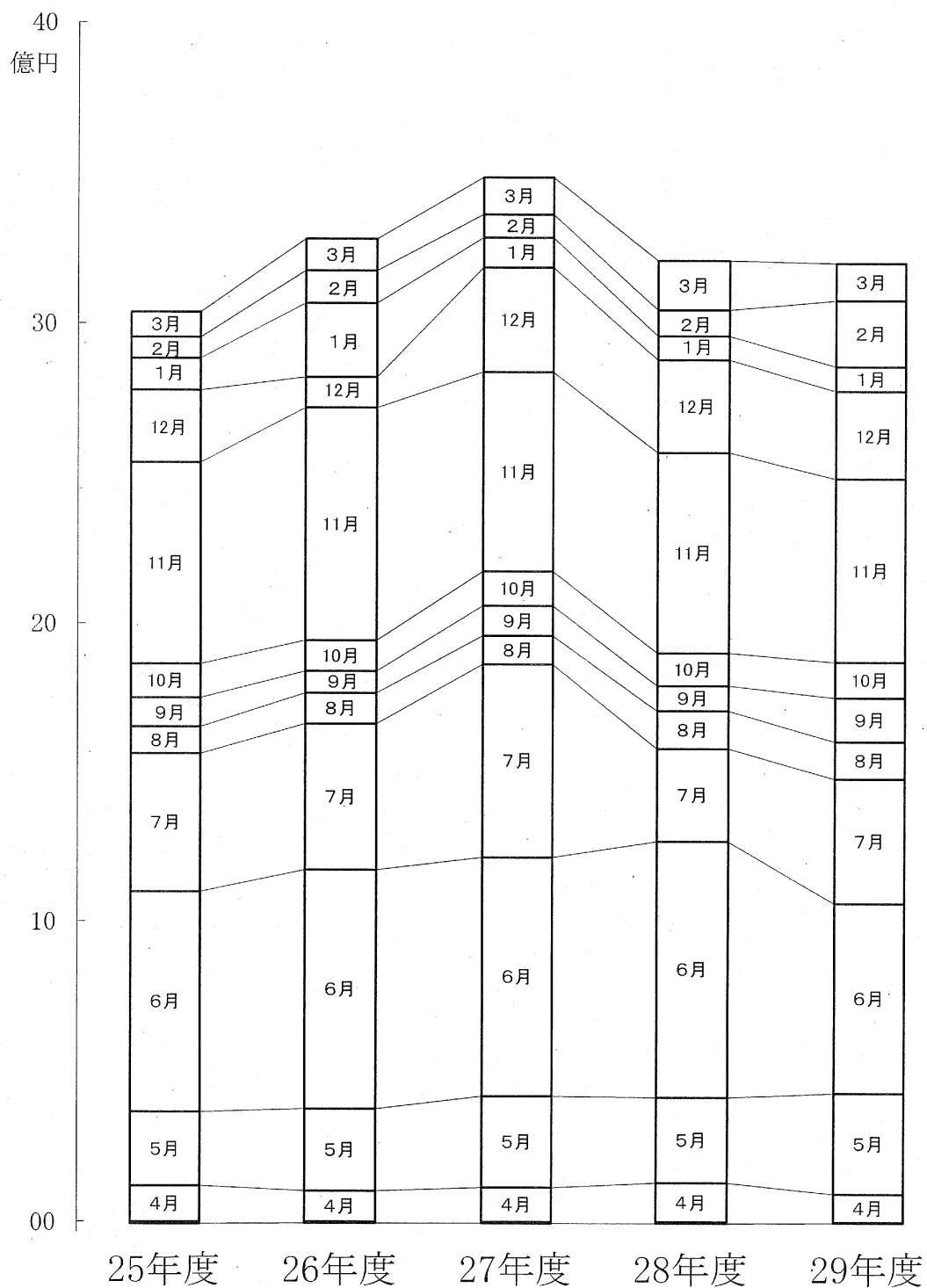
資本金等 従業員数	年度	27	28	29	税 率
50億円超 50人超		51	52	51	300万円
10億円超 50億円以下 50人超		14	14	20	175万円
10億円超 50人以下		316	335	327	41万円
1億円超 10億円以下 50人超		28	30	30	40万円
1億円超 10億円以下 50人以下		318	334	357	16万円
1,000万円超 1億円以下 50人超		44	51	55	15万円
1,000万円超 1億円以下 50人以下		1,022	1,038	1,096	13万円
1,000万円以下 50人超		34	28	24	12万円
1,000万円以下 50人以下		6,320	6,468	6,624	5万円
合 計		8,147	8,350	8,584	

(II) 税率別調定額調

区分 年度	税率 (法人税割)	調 定 額					
		均等割(円)	前年度比 (%)	法人税割(円)	前年度比 (%)	合 計(円)	前年度比 (%)
27	14.7%※	181,384,700	△ 38.4	992,329,800	△ 31.9	1,173,714,500	△ 33.0
	13.5%※	34,362,200	△ 42.5	246,000,300	△ 38.2	280,362,500	△ 38.8
	12.3%※	215,120,900	△ 36.5	364,241,300	△ 48.4	579,362,200	△ 44.6
	12.1%	130,062,600	-	634,800,300	-	764,862,900	-
	10.9%	28,000,000	-	233,467,800	-	261,467,800	-
	9.7%	133,851,400	109,524.4	285,521,600	1,465.2	419,373,000	2,183.7
	計	722,781,800	4.2	2,756,361,100	6.8	3,479,142,900	6.3
28	14.7%※	205,000	△ 99.9	23,859,000	△ 97.6	24,064,000	△ 97.9
	13.5%※	796,700	△ 97.7	1,282,700	△ 99.5	2,079,400	△ 99.3
	12.3%※	3,985,300	△ 98.1	6,707,100	△ 98.2	10,692,400	△ 98.2
	12.1%	301,257,400	131.6	1,509,834,600	137.8	1,811,092,000	136.8
	10.9%	68,722,600	145.4	319,364,500	36.8	388,087,100	48.4
	9.7%	370,569,000	176.9	596,249,200	108.8	966,818,200	130.5
	計	745,536,000	3.1	2,457,297,100	△ 10.8	3,202,833,100	△ 7.9
29	14.7%※	-	△ 100.0	570,100	△ 97.6	570,100	△ 97.6
	13.5%※	266,600	△ 66.5	92,100	△ 92.8	358,700	△ 82.7
	12.3%※	744,800	△ 81.3	2,562,200	△ 61.8	3,307,000	△ 69.1
	12.1%	287,852,800	△ 4.4	1,249,677,100	△ 17.2	1,537,529,900	△ 15.1
	10.9%	70,055,500	1.9	445,329,300	39.4	515,384,800	32.8
	9.7%	388,415,200	4.8	751,151,300	26.0	1,139,566,500	17.9
	計	747,334,900	0.2	2,449,382,100	△ 0.3	3,196,717,000	△ 0.2

※平成26年10月1日より前に開始する事業年度まで適用される税率

(Ⅲ) 申告月別調定額調



3,031,046千円 3,274,260千円 3,479,143千円 3,202,833千円 3,196,717千円

8. 固定資産税(当初課税分)

(1) 固定資産税(都市計画税)課税標準額調

(単位:千円)

年度		26	27	28	29	30
区分						
固定資産税	土地	587,777,210	599,676,426	605,707,316	605,033,651	639,948,604
	家屋	359,523,089	364,106,467	373,114,350	380,990,364	377,285,684
	小計	947,300,299	963,782,893	978,821,666	986,024,015	1,017,234,288
	償却資産	99,057,833	102,297,598	100,735,953	96,995,383	96,448,419
	純固定資産税計	1,046,358,132	1,066,080,491	1,079,557,619	1,083,019,398	1,113,682,707
	交付金	45,024,147	44,697,517	43,360,816	42,899,624	43,119,637
	固定資産税合計	1,091,382,279	1,110,778,008	1,122,918,435	1,125,919,022	1,156,802,344
都市計画税	土地	851,482,372	872,282,663	877,444,621	876,923,242	927,021,215
	家屋	359,471,054	364,055,025	373,062,909	380,938,922	377,234,557
	都市計画税合計	1,210,953,426	1,236,337,688	1,250,507,530	1,257,862,164	1,304,255,772

(2) 土地・家屋平均価格等調

(単位:円/㎡)

年度	区分	土地				家屋		
		畑	宅地	山林	雑種地	木造	非木造	計
26	平均価格	220,158	306,879	156,000	256,704	26,971	64,609	52,110
	最高価格	322,800	3,251,082	156,000	1,279,993	-	-	-
27	平均価格	221,693	317,284	141,106	297,021	26,380	64,493	51,990
	最高価格	345,500	3,410,300	141,108	1,601,555	-	-	-
28	平均価格	219,125	317,200	141,106	297,394	27,557	65,461	53,043
	最高価格	345,500	3,410,300	141,108	1,601,555	-	-	-
29	平均価格	218,030	316,987	141,106	297,722	28,669	66,133	53,873
	最高価格	347,500	3,410,300	141,108	1,601,555	-	-	-
30	平均価格	238,038	353,131	154,867	342,512	27,926	65,215	53,044
	最高価格	387,350	4,163,300	154,869	1,944,746	-	-	-

※畑: 介在畑、市街化区域畑

(3) 土地地目別地積、価格、筆数調

区分		年度		26	27	28	29	30
地積 (㎡)	法定免税点以上	畑		309,727	301,526	297,921	288,086	274,799
		宅地		6,319,243	6,319,235	6,321,361	6,331,589	6,343,036
		山林		308	180	180	180	180
		雑種地		150,190	147,279	147,329	147,386	150,618
		計		6,779,468	6,768,220	6,766,791	6,767,241	6,768,633
	非課税・法定免税点未滿		3,452,837	3,467,607	3,471,618	3,473,895	3,475,330	
評価額 (千円)	法定免税点以上	畑		8,023,471	6,600,440	5,928,064	5,851,445	6,403,490
		宅地		1,939,273,735	2,005,046,722	2,005,189,659	2,007,062,859	2,239,955,615
		山林		48,048	25,399	25,399	25,399	27,876
		雑種地		38,624,826	43,827,191	43,897,684	43,963,883	51,677,853
		計		1,985,970,080	2,055,499,752	2,055,040,806	2,056,903,586	2,298,064,834
	法定免税点未滿		103,923	102,739	94,849	96,108	95,402	
課税標準額 (千円)	法定免税点以上	畑		3,966,449	3,030,706	2,800,149	2,610,866	2,564,561
		宅地		558,427,821	568,635,308	574,844,352	574,319,150	606,942,501
		山林		32,100	17,735	17,735	17,735	17,735
		雑種地		25,350,840	27,992,677	28,045,080	28,085,900	30,423,807
		計		587,777,210	599,676,426	605,707,316	605,033,651	639,948,604
	法定免税点未滿		21,330	21,583	21,233	21,309	20,421	
筆数 (筆)	法定免税点以上	畑		463	449	449	438	418
		宅地		37,530	37,678	37,847	38,047	38,191
		山林		1	1	1	1	1
		雑種地		811	818	823	830	829
		計		38,805	38,946	39,120	39,316	39,439
	非課税・法定免税点未滿		19,058	19,399	19,597	19,718	19,893	

(4) 家屋棟数、床面積、価格等調

区分		年度				
		26	27	28	29	30
棟数(棟)	木造	19,465 (251)	19,512 (245)	19,526 (231)	19,594 (221)	19,644 (215)
	非木造	7,735 (16)	7,824 (9)	7,915 (8)	7,959 (7)	8,003 (7)
	計	27,200 (267)	27,336 (254)	27,441 (239)	27,553 (228)	27,647 (222)
床面積 (m^2)	木造	2,292,709 (8,806)	2,299,160 (8,579)	2,305,934 (7,983)	2,315,468 (7,558)	2,322,740 (7,257)
	非木造	4,611,365 (224)	4,709,017 (207)	4,732,383 (198)	4,760,351 (185)	4,793,711 (200)
	計	6,904,074 (9,030)	7,008,177 (8,786)	7,038,317 (8,181)	7,075,819 (7,743)	7,116,451 (7,457)
価格 (千円)	木造	61,836,034 (21,065)	60,652,920 (20,657)	63,544,202 (19,195)	66,381,007 (18,402)	64,863,948 (17,759)
	非木造	297,937,857 (1,966)	303,699,629 (1,742)	309,786,602 (1,710)	314,815,487 (1,680)	312,620,741 (1,786)
	計	359,773,891 (23,031)	364,352,549 (22,399)	373,330,804 (20,905)	381,196,494 (20,082)	377,484,689 (19,545)
単位当たり 価格(円)	木造	26,971	26,380	27,557	28,669	27,926
	非木造	64,609	64,493	65,461	66,133	65,215
提示平均 価格(円)	木造	-	-	-	-	-
	非木造	-	-	-	-	-

※ ()内は免税点未満を示す。

(5) 家屋新增築調

区分		年度				
		26	27	28	29	30
棟数(棟)	木造	353	398	345	363	346
	非木造	145	145	140	109	105
	計	498	543	485	472	451
床面積(m ²)	木造	40,879	46,413	42,245	42,179	41,477
	非木造	97,521	109,689	55,952	43,000	47,306
	計	138,400	156,102	98,197	85,179	88,783
評価(千円)	木造	2,862,586	3,675,108	3,334,822	3,288,943	3,464,464
	非木造	9,728,857	13,017,657	6,081,545	4,467,427	5,562,326
	計	12,591,443	16,692,765	9,416,367	7,756,370	9,026,790

(6) 家屋減少調

区分		年度				
		26	27	28	29	30
棟数(棟)	木造	386	343	326	290	290
	非木造	79	58	66	76	63
	計	465	401	392	366	353
床面積(m ²)	木造	44,180	39,919	35,471	32,792	34,205
	非木造	19,081	12,721	41,992	24,227	13,946
	計	63,261	52,640	77,463	57,019	48,151
評価(千円)	木造	558,696	529,372	443,540	466,532	485,802
	非木造	680,014	471,835	979,670	762,181	444,054
	計	1,238,710	1,001,207	1,423,210	1,228,713	929,856

(7) 償却資産評価状況調

区分		年度	26	27	28	29	30
			千円	千円	千円	千円	千円
評価額	市長が価格等を決定したもの	構築物	33,866,741	38,048,875	38,163,286	36,678,832	37,380,308
		機械および装置	5,227,906	5,358,246	5,667,588	5,705,471	5,910,168
		船舶	125	3,617	80	9,537	4,458
		航空機	-	-	-	-	-
		車両および運搬具	12,724	10,287	10,329	43,613	42,221
		工具、器具、備品	31,878,335	31,861,611	30,392,147	28,916,415	28,298,650
		小計	70,985,831	75,282,636	74,233,430	71,353,868	71,635,805
	総務大臣が配分したもの		28,396,695	27,266,635	26,740,044	25,951,905	25,188,879
	知事が配分したもの		703,050	606,775	544,693	474,718	407,154
	知事が決定したもの		-	-	-	-	-
合計		100,085,576	103,156,046	101,518,167	97,780,491	97,231,838	
納税義務者数	個人	518	467	470	481	490	
	法人	1,702	1,766	1,796	1,806	1,827	
	計	2,220	2,233	2,266	2,287	2,317	

9. 軽自動車税

(1) 車種別保有・登録・廃車台数調

(単位:台)

区分 車両	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計
50cc以下	2,588	363	525	2,426	2,426	292	455	2,263	2,263	274	402	2,135
90cc以下	300	39	77	262	262	32	46	248	248	28	34	242
125cc以下	882	245	205	922	922	168	153	937	937	153	163	927
ミニカー	63	15	15	63	63	7	14	56	56	11	11	56
軽二輪	1,301	206	244	1,263	1,263	175	214	1,224	1,224	186	200	1,210
軽三輪	1	-	-	1	1	-	-	1	1	1	0	2
四輪乗用	2,550	794	690	2,654	2,654	501	488	2,667	2,667	558	540	2,685
四輪貨物	1,908	447	432	1,923	1,923	322	323	1,922	1,922	322	348	1,896
小型特殊	64	10	9	65	65	3	2	66	66	3	2	67
二輪の小型 自動車	1,183	450	484	1,149	1,149	207	225	1,131	1,131	243	260	1,114
合 計	10,840	2,569	2,681	10,728	10,728	1,707	1,920	10,515	10,515	1,779	1,960	10,334

(非課税車両を除く)

(2) 課税台数及び調定額調(現年課税分)

(単位:台・円)

区分 車種 [税率]		27年度		28年度		29年度		
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	
原動機付自転車	50cc以下	2,575	2,575,000	2,414	4,828,000	2,252	4,504,000	
	50ccを超え 90cc以下	299	358,800	262	524,000	248	496,000	
	90ccを超え 125cc以下	882	1,411,200	921	2,210,400	934	2,241,600	
	ミニカー	63	157,500	63	233,100	56	207,200	
	計	3,819	4,502,500	3,660	7,795,500	3,490	7,448,800	
軽自動車	二輪車	1,300	3,120,000	1,263	4,546,800	1,224	4,406,400	
	三輪車	1	3,100	1	4,600	1	4,600	
	四輪乗用	営業用	-	-	-	-	-	-
		自家用	2,493	17,949,600	2,596	20,725,800	2,609	22,087,800
	四輪貨物	営業用	157	471,000	149	487,400	148	495,400
		自家用	1,725	6,900,000	1,747	7,696,400	1,741	7,836,100
計	5,676	28,443,700	5,756	33,461,000	5,723	34,830,300		
小型特殊	農耕作業用	40	64,000	42	100,800	43	103,200	
	特殊作業用	24	112,800	23	135,700	23	135,700	
	計	64	176,800	65	236,500	66	238,900	
二輪の小型自動車		1,181	4,724,000	1,143	6,858,000	1,129	6,774,000	
合計		10,740	37,847,000	10,624	48,351,000	10,408	49,292,000	

※平成28年度は税制改正により税率変更。

10. 市たばこ税

(1) 調定状況調(現年課税分)

区分		年度	27	28	29
課税標準数量	一般分(本)		186,127,739	176,853,193	165,986,357
	旧3級品(本)		6,434,580	5,640,920	4,668,760
	計		192,562,319	182,494,113	170,655,117
税率	一般分		5,262円/1,000本	5,262円/1,000本	5,262円/1,000本
	旧3級品		2,495円/1,000本	2,925円/1,000本	3,355円/1,000本
調定税額(円)			995,458,421	946,852,835	888,878,848
住民一人当たり	本数(本)		1,355	1,274	1,185
	税額(円)		7,003	6,609	6,174

※1. 住民一人当たり算出における人口は、当該年度の初日が属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
(外国人を含む)

- 旧3級品とは、「わかば」「エコー」「しんせい」など紙巻きタバコ6品目で、当分の間、特例が設けられている。
- 28年度、29年度の旧3級品の税率は、各年4月売り渡し分から適用。
- 28年度の調定税額に手持ち品課税の73,927円を含み、課税標準数量には同171,990本を含まない。
- 29年度の調定税額に手持ち品課税の66,039円を含み、課税標準数量には同153,639本を含まない。

(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分)

(単位:本・円)

月別	27年度		28年度		29年度	
	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額
4	15,733,161	81,284,025	17,221,681	88,546,728	15,822,731	81,785,917
5	16,482,608	85,177,368	14,703,091	76,651,850	13,699,965	71,591,876
6	16,358,065	84,586,493	15,168,958	78,816,354	15,328,881	79,925,726
7	16,303,744	84,338,290	15,567,820	80,838,882	14,945,763	77,890,386
8	17,773,128	91,872,623	15,675,667	81,348,033	14,661,626	76,415,358
9	15,902,492	82,223,470	16,020,290	83,141,388	14,310,813	74,564,305
10	16,254,309	84,038,760	15,667,732	81,343,488	14,452,350	75,320,073
11	16,649,411	86,116,680	15,124,350	78,504,587	13,943,606	72,637,210
12	15,457,784	79,890,720	14,619,071	75,861,235	13,683,819	71,302,250
1	16,870,672	87,195,399	16,350,794	84,860,264	14,946,739	77,889,265
2	14,072,070	72,747,129	13,138,360	68,217,431	12,503,140	65,158,169
3	14,704,875	75,987,464	13,236,299	68,722,595	12,355,684	64,398,313
合計	192,562,319	995,458,421	182,494,113	946,852,835	170,655,117	888,878,848
前年度比	97.7%	97.6%	94.8%	95.1%	93.5%	93.9%

11. 入湯税(調定状況調・現年課税分)

区分 \ 年度	27	28	29
税 率	150円/1人	150円/1人	150円/1人
特別徴収義務者数	-	-	-
入湯客数	-	-	-
調定税額	-	-	-
住民一人当たり税額	-	-	-

※平成17年度以降、収入なし。

12. 事業所税(調定調額・現年課税分)

(単位:円)

年度 \ 区分	資産割	従業者割	計
25	398,396,900	204,979,500	603,376,400
26	406,042,000	212,581,600	618,623,600
27	410,435,100	208,052,400	618,487,500
28	414,175,500	266,621,700	680,797,200
29	406,811,500	217,834,000	624,645,500

13. 都民税(個人)

(1) 調定・収入状況調

(単位:千円)

区 分 年度	現年課税分		滞納繰越分		合 計	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
27	11,062,887	10,973,712	691,392	199,359	11,754,279	11,173,071
28	11,475,470	11,404,601	530,497	154,895	12,005,967	11,559,495
29	11,427,610	11,367,969	354,236	83,781	11,781,846	11,451,750

(2) 徴収取扱費及び交付金調

(単位:円)

区分	27	28	29
納税義務者の数によるもの (22年度賦課決定分 1人3,300円 23年度以降賦課決定分 1人3,000円)	234,728,100	233,369,700	239,064,000
納税通知書によるもの (1通60円)	-	-	-
払込金額によるもの (払込金額の100分の7)	776,434	1,430,925	876,340
過誤納金及び還付金に係る金額	9,154,253	12,299,761	15,207,753
還付加算金に係る金額	211,458	10,374	55,146
地方税法第47条第1項第5号に 定める金額	29,223,125	15,867,451	13,721,201
報奨金に係る金額	-	-	-
合 計	274,093,370	262,978,211	268,924,440

14. 税関係証明及び閲覧件数調

(単位:件)

年度	月別 種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		27	納・課税証明	1,462	1,216	5,859	4,136	2,666	3,208	2,213	2,207	1,428	1,345	1,411
評価・ その他証明	1,336		1,111	1,015	875	683	750	971	787	803	606	696	687	10,320
閲覧	36		39	47	53	39	41	38	33	34	46	82	58	546
評価通知書	390		195	199	165	129	185	239	208	162	147	128	144	2,291
計	3,224		2,561	7,120	5,229	3,517	4,184	3,461	3,235	2,427	2,144	2,317	2,791	42,210
28	納・課税証明	1,508	1,482	6,061	3,944	2,658	3,266	1,924	1,719	1,258	1,367	1,540	2,056	28,783
	評価・ その他証明	1,229	1,145	1,012	810	722	798	734	866	769	768	751	803	10,407
	閲覧	54	50	38	37	49	39	47	50	37	51	92	54	598
	評価通知書	429	310	199	171	221	187	195	253	147	157	100	98	2,467
	計	3,220	2,987	7,310	4,962	3,650	4,290	2,900	2,888	2,211	2,343	2,483	3,011	42,255
29	納・課税証明	1,613	1,497	6,706	4,073	2,922	3,165	2,140	1,725	1,441	1,370	1,486	1,634	29,772
	コンビニでの 課税証明 ※	-	6	54	27	34	14	18	19	6	19	12	27	236
	評価・ その他証明	1,362	1,283	1,034	1,205	824	929	974	772	805	632	844	760	11,424
	閲覧	76	40	63	52	54	58	46	45	47	42	87	57	667
	評価通知書	383	276	218	237	167	248	283	256	188	166	157	91	2,670
	計	3,434	3,102	8,075	5,594	4,001	4,414	3,461	2,817	2,487	2,229	2,586	2,569	44,769

※コンビニエンスストアでの課税証明書の発行を平成29年5月15日から開始。

15. 市税納税成績調

税目	年度	調定額		収入済額		収入割合(%)	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
市民税	27	21,262,088	397,291	20,352,932	368,892	95.7	92.9
	28	21,351,436	349,692	20,649,201	330,246	96.7	94.4
	29	21,006,614	347,094	20,480,801	333,472	97.5	96.1
固定資産税	27	15,588,336	199,379	15,342,831	193,905	98.4	97.3
	28	15,718,389	198,836	15,530,161	194,890	98.8	98.0
	29	15,649,984	197,800	15,474,137	194,478	98.9	98.3
軽自動車税	27	43,771	13,599	38,278	11,217	87.5	82.5
	28	52,966	12,587	47,778	10,627	90.2	84.4
	29	53,790	12,030	48,931	10,394	91.0	86.4
市たばこ税	27	995,458	68	995,458	68	100.0	100.0
	28	946,853	117	946,853	117	100.0	100.0
	29	888,879	114	888,879	114	100.0	100.0
入湯税	27	-	-	-	-	-	-
	28	-	-	-	-	-	-
	29	-	-	-	-	-	-
事業所税	27	618,488	160	618,488	160	100.0	100.0
	28	680,797	158	680,797	158	100.0	100.0
	29	624,646	154	624,646	154	100.0	100.0
都市計画税	27	2,525,733	(189,752)	2,480,748	(184,582)	98.2	97.3
	28	2,540,798	(189,106)	2,506,134	(185,737)	98.6	98.2
	29	2,538,592	(187,669)	2,506,535	(185,356)	98.7	98.8
総計	27	41,033,874	610,497	39,828,735	574,242	97.1	94.1
	28	41,291,239	561,390	40,360,924	536,038	97.7	95.5
	29	40,762,505	557,192	40,023,929	538,612	98.2	96.7

※()内の件数は総計に含まない。

(単位:千円・件)

還付未済額		不納欠損額		収入未済額		収入未済額のうち 処分停止額	
税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
10	3	78,258	3,329	830,908	25,073	120,542	5,527
13	7	67,685	2,336	634,563	17,117	158,970	7,870
45	3	45,720	2,056	480,138	11,569	154,857	7,455
40	2	10,689	471	234,856	5,005	28,415	532
21	2	5,910	436	182,339	3,512	33,156	788
24	1	23,382	393	152,489	2,930	26,314	743
12	3	853	417	4,651	1,968	636	312
4	1	632	324	4,560	1,637	937	447
1	1	614	343	4,246	1,294	1,028	407
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
7	(2)	1,588	(422)	43,405	(4,750)	5,130	(504)
4	(2)	1,026	(415)	33,642	(2,956)	5,951	(734)
4	(1)	4,296	(371)	27,765	(1,943)	4,620	(686)
69	8	91,388	4,217	1,113,820	32,046	154,723	6,371
42	10	75,253	3,096	855,104	22,266	199,014	9,105
74	5	74,012	2,792	664,638	15,793	186,819	8,605

16. 徴税費に関する調

区分	年度	27	28	29
市税総収入 (A)		千円 39,828,735	千円 40,360,924	千円 40,023,929
徴税費 (B)		723,623	757,617	716,956
人件費		537,004	527,863	498,895
基本給		242,820	237,175	228,851
諸手当		210,013	202,752	183,895
超過勤務手当		48,425	40,946	27,203
その他の手当		161,588	161,806	156,692
その他の人件費		84,171	87,936	86,149
需用費		123,866	121,933	125,926
旅費		355	451	291
賃金		7,719	9,108	8,364
その他		115,792	112,374	117,271
報奨金等		1,266	1,173	1,073
納税貯蓄組合補助金		666	666	666
その他		600	507	407
その他		61,487	106,648	91,062
関係収入(都民税徴収取扱費) (C)		234,728	233,370	239,064
純徴税費 (B) - (C) = (D)		488,895	524,247	477,892
市税収入に対する徴税費の割合 (D) / (A)		1.2%	1.3%	1.2%
徴税職員数		62人	60人	58人
徴税職員1人当たり人口		2,293人	2,388人	2,482人
徴税職員1人当たり世帯		1,192世帯	1,245世帯	1,297世帯
住民1人当たり純徴税費		3,440円	3,659円	3,320円
一世帯当たり純徴税費		6,614円	7,020円	6,352円

- ※ 1. 「その他の手当」は期末勤勉手当、通勤手当、その他の手当等の合計額。
 2. 「その他の人件費」は、徴税職員にかかる共済組合負担金、固定資産評価審査委員会委員の報酬である。
 3. 1人当たりの基準となる人口及び世帯は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による(外国人を含む。)

17. 生活困窮による市税減免申請実績調

(単位:円・件)

区分 年度	税目	申請		処 分 結 果								取り下げ	
				減 免						棄却			
		全額免除		一部減額		計							
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
25	市・都民税	1,392,900	14	827,300	10	535,600	3	1,362,900	13	30,000	1	0	0
	固定・都計税	190,900	6	136,600	4	25,500	1	162,100	5	28,800	1	0	0
	合 計	1,583,800	20	963,900	14	561,100	4	1,525,000	18	58,800	2	0	0
26	市・都民税	2,816,600	26	1,345,300	15	1,471,300	10	2,816,600	25	0	1	0	0
	固定・都計税	261,600	10	170,200	5	91,400	5	261,600	10	0	0	0	0
	合 計	3,078,200	36	1,515,500	20	1,562,700	15	3,078,200	35	0	1	0	0
27	市・都民税	1,059,100	19	912,400	18	0	0	912,400	18	146,700	1	0	0
	固定・都計税	178,500	9	127,500	5	51,000	4	178,500	9	0	0	0	0
	合 計	1,237,600	28	1,039,900	23	51,000	4	1,090,900	27	146,700	1	0	0
28	市・都民税	1,008,500	29	976,800	29	0	0	976,800	29	0	0	0	0
	固定・都計税	194,900	10	142,600	6	52,300	4	194,900	10	0	0	0	0
	合 計	1,203,400	39	1,119,400	35	52,300	4	1,171,700	39	0	0	0	0
29	市・都民税	1,139,300	18	1,139,300	18	0	0	1,139,300	18	0	0	0	0
	固定・都計税	242,800	11	190,400	7	52,400	4	242,800	11	0	0	0	0
	合 計	1,382,100	29	1,329,700	25	52,400	4	1,382,100	29	0	0	0	0

18. 口座振替納税調

平成27年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	計
振替予定額(千円)	3,638,159	5,339,843	249,891	9,227,893
件数(件)	27,866	71,127	2,206	101,199
振替額(千円)	3,520,862	5,229,788	248,800	8,999,450
振替件数(件)	27,013	69,803	2,182	98,998
金額(%)	96.8%	97.9%	99.6%	97.5%
件数(%)	96.9%	98.1%	98.9%	97.8%
当初納税通知書発送数	33,463通	45,800通	2,148通	-
当初加入率(%)	22.4%	42.5%	25.9%	-

平成28年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	計
振替予定額(千円)	3,745,914	5,617,176	285,759	9,648,849
件数(件)	28,252	73,311	2,326	103,889
振替額(千円)	3,650,564	5,525,319	283,250	9,459,133
振替件数(件)	27,391	72,055	2,306	101,752
金額(%)	97.5%	98.4%	99.1%	98.0%
件数(%)	97.0%	98.3%	99.1%	97.9%
当初納税通知書発送数	33,001通	46,036通	2,172通	-
当初加入率(%)	21.3%	42.3%	27.9%	-

平成29年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税	計
振替予定額(千円)	3,474,768	5,767,461	303,639	725	9,546,593
件数(件)	26,888	74,451	2,433	124	103,896
振替額(千円)	3,409,399	5,675,959	301,436	718	9,387,512
振替件数(件)	26,188	73,289	2,416	123	102,016
金額(%)	98.1%	98.4%	99.3%	99.0%	98.3%
件数(%)	97.4%	98.4%	99.3%	99.2%	98.2%
当初納税通知書発送数	30,171通	46,244通	2,264通	10,559通	-
当初加入率(%)	23.5%	45.8%	29.4%	1.1%	-

19. 督促状発付調

(1) 市民税・都民税(個人)、市民税(法人)

(単位:千円・件)

年度	区分	調定		督促		発付割合(%)	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
27		31,239,318	365,364	1,067,435	25,331	3.4	6.9
28		31,996,375	324,774	1,003,121	24,533	3.1	7.6
29		31,871,881	331,238	894,159	21,553	2.8	6.5

(2) 固定資産税・都市計画税

(単位:千円・件)

年度	区分	調定		督促		発付割合(%)	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
27		17,107,459	192,447	517,671	12,837	3.0	6.7
28		17,374,368	193,840	531,995	12,073	3.1	6.2
29		17,375,467	194,390	478,951	11,506	2.8	5.9

※固定資産税・都市計画税には、償却資産に係るものを含む。

(3) 軽自動車税

(単位:千円・件)

年度	区分	調定		督促		発付割合(%)	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
27		37,847	10,740	4,573	1,786	12.1	16.6
28		48,351	10,624	6,311	1,687	13.1	15.9
29		49,292	10,407	5,798	1,490	11.8	14.3

20. 差押状況調

(単位:千円・件・人)

年度	区分	不動産			動産			債権等			計		
		税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員
27		166,927	673	30	8,631	61	5	507,159	7,375	869	682,717	8,109	904
28		11,235	391	16	0	0	2	201,552	5,139	739	212,787	5,530	757
29		9,929	267	12	893	2	1	145,027	3,780	715	155,849	4,049	728

21. 交付要求調

年度 \ 区分	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
27	41,832	397	64
28	23,009	417	60
29	14,701	158	45

22. 徴収(換価)猶予調

年度 \ 区分	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
27	—	—	—
28	854	20	2
29	5,170	9	7

23. 納税貯蓄組合

(1) 納税貯蓄組合の年度別市税納税成績及び補助金交付額調

年度 \ 区分	調定額 (千円)	納期内納付額 (千円)	納期内納付割合 (%)	組合数
27	1,716,855	1,706,120	99.4	43
28	1,604,101	1,595,210	99.4	45
29	1,503,399	1,499,123	99.7	45

(2) 納税貯蓄組合によって納付された市税の税目別内訳

(単位:千円・件)

年度	区 分 税 目	調定		納期内納付		納期内納付率(%)	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
27	市民税(個人)	377,056	1,740	375,030	1,705	99.5	98.0
	市民税(法人)	247,637	362	247,429	357	99.9	98.6
	固定資産税・都市計画税	1,015,580	2,491	1,007,400	2,398	99.2	96.3
	固定資産税(償却資産)	75,318	425	74,997	419	99.6	98.6
	軽自動車税	1,264	349	1,264	349	100.0	100.0
	計	1,716,855	5,367	1,706,120	5,228	99.4	97.4
28	市民税(個人)	349,970	2,088	347,990	2,060	99.4	98.7
	市民税(法人)	175,480	355	175,298	352	99.9	99.2
	固定資産税・都市計画税	1,009,743	2,452	1,003,316	2,392	99.4	97.6
	固定資産税(償却資産)	67,367	410	67,065	405	99.6	98.8
	軽自動車税	1,541	338	1,541	338	100.0	100.0
	計	1,604,101	5,643	1,595,210	5,547	99.4	98.3
29	市民税(個人)	381,322	1,992	380,490	1,979	99.8	99.3
	市民税(法人)	97,988	330	97,887	328	99.9	99.4
	固定資産税・都市計画税	964,009	2,334	960,879	2,267	99.7	97.1
	固定資産税(償却資産)	58,511	413	58,298	407	99.6	98.5
	軽自動車税	1,569	327	1,569	327	100.0	100.0
	計	1,503,399	5,396	1,499,123	5,308	99.7	98.4

24. 市税の税率等の推移

区分		年度	28	29																			
個人市民税	税率	均等割	3,500円	同左																			
		所得割	6%	同左																			
	収入額より控除	給与所得控除	180万円以下 収入金額× 40/100(最低控除額 65万円) 180万円超360万円以下 (収入金額-180万円)×30/100+72万円 360万円超660万円以下 (収入金額-360万円)×20/100+126万円 660万円超1,000万円以下 (収入金額-660万円)×10/100+186万円 1,000万円超1,500万円以下 (収入金額-1,000万円)×5/100+220万円 1,500万円超 245万円 ただし、給与収入が161万9千円から660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。	180万円以下 収入金額× 40/100(最低控除額 65万円) 180万円超360万円以下 (収入金額-180万円)×30/100+72万円 360万円超660万円以下 (収入金額-360万円)×20/100+126万円 660万円超1,000万円以下 (収入金額-660万円)×10/100+186万円 1,000万円超1,200万円以下 (収入金額-1,000万円)×5/100+220万円 1,200万円超 230万円 ただし、給与収入が161万9千円から660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。																			
		特定支出控除	給与収入が1,500万円以下の場合 (適用要件) 特定支出の合計額が給与所得控除額の1/2を超える場合 (給与収入金額から控除できる額) 特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2を超える部分の金額 給与収入が1,500万円超の場合 (適用要件) 特定支出の合計額が125万円を超える場合 (給与収入金額から控除できる額) 特定支出の合計額のうち125万円を超える部分の金額	(適用要件) 特定支出の合計額が給与所得控除額の1/2を超える場合 (給与収入金額から控除できる額) 特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2を超える部分の金額																			
		青色専従者控除	税務署によって承認された額	同左																			
		白色専従者控除	所得者の配偶者 A=86万円 配偶者以外 A=50万円 上記Aの金額か、不動産所得、事業所得または山林所得の金額を(専従者数+1)で割った額のいずれか少ない額	同左																			
		公的年金等控除	公的年金等から控除される公的年金等控除額は、次のとおり *公的年金等控除額 (A)=年金収入額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>公的年金等の収入金額(A)</th> <th>公的年金等控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳以上</td> <td>330万円未満</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(A)×25%+37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(A)×15%+78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(A)×5%+155万5千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳未満</td> <td>130万円未満</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(A)×25%+37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(A)×15%+78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(A)×5%+155万5千円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額	65歳以上	330万円未満	120万円	330万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円	770万円以上	(A)×5%+155万5千円	65歳未満	130万円未満	70万円	130万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円	770万円以上
受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額																					
65歳以上	330万円未満	120万円																					
	330万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円																					
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円																					
	770万円以上	(A)×5%+155万5千円																					
65歳未満	130万円未満	70万円																					
	130万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円																					
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円																					
	770万円以上	(A)×5%+155万5千円																					

30
同左
同左
<p>180万円以下 $\text{収入金額} \times 40/100$ (最低控除額 65万円)</p> <p>180万円超360万円以下 $(\text{収入金額} - 180\text{万円}) \times 30/100 + 72\text{万円}$</p> <p>360万円超660万円以下 $(\text{収入金額} - 360\text{万円}) \times 20/100 + 126\text{万円}$</p> <p>660万円超1,000万円以下 $(\text{収入金額} - 660\text{万円}) \times 10/100 + 186\text{万円}$</p> <p>1,000万円超 220万円</p> <p>ただし、給与収入が161万9千円から660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。</p>
同左
同左
同左
同左

年度		28	29	30
区分				
個人市民税	雑損控除	次のいずれか多い金額 (1)損失額-補填額-(総所得金額等の10%) (2)災害関連支出金額-5万円	同左	同左
	医療費控除	(支払額)-(補填額)-(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない金額)=医療費控除額(限度額200万円)	同左	(支払額)-(補填額)-(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない金額)=医療費控除額(限度額200万円) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) (特定医薬品等購入額)-(補填額)-1万2千円=控除額(限度額8万8千円) ※従来の医療費控除との選択適用
	社会保険料控除	支払額全額	同左	同左
	小規模企業共済等掛金控除	支払額全額	同左	同左
	所得控除 生命保険料控除	(1)支払保険料が旧契約の一般生命保険料・個人年金保険料の場合(適用限度額35,000円) 15,000円以下 支払額全額 15,000円超40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 ※旧契約:平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 (2)支払保険料が新契約の一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の場合(適用限度額28,000円) 12,000円以下 支払額全額 12,000円超32,000円以下 支払額×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 支払額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 ※新契約:平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 (3)支払保険料の種類が複数ある場合(適用限度額70,000円) ・旧契約(1)と新契約(2)の計算方法をもとに、各保険料控除についてそれぞれ計算し合計する ・一般生命保険料控除と個人年金保険料控除において、新契約と旧契約と両方の適用を受ける場合、限度額28,000円	同左	同左

年度		28	29	30																		
区分																						
個人市民税	地震保険料控除	(1)支払った保険料が地震保険契約に係るものだけの場合 50,000円以下 支払額×1/2 50,000円超 25,000円 (2)支払った保険料が旧長期損害保険契約に係るものだけの場合 5,000円以下 支払額全額 5,000円超15,000円以下 支払額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円 (3)支払った保険料が地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものと両方である場合 (地震保険料について(1)により求めた金額)+(旧長期損害保険契約に係る損害保険料について(2)により求めた金額) (最高限度額25,000円)	同左	同左																		
	障害者控除	特別障害者 300,000円 扶養同居特別障害者 530,000円 上記以外 260,000円	同左	同左																		
	寡婦控除	特別寡婦 300,000円 上記以外 260,000円	同左	同左																		
	寡夫控除	260,000円	同左	同左																		
	所得控除	勤労学生控除 260,000円	同左	同左																		
	配偶者控除	一般 330,000円 老人 380,000円	同左	同左																		
	配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の配偶者である場合 (円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>380,001 ~ 449,999</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>450,000 ~ 499,999</td> <td>310,000</td> </tr> <tr> <td>500,000 ~ 549,999</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>550,000 ~ 599,999</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>600,000 ~ 649,999</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>650,000 ~ 699,999</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>700,000 ~ 749,999</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>750,000 ~ 759,999</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table> ※控除対象配偶者である場合、重複して配偶者特別控除は取れない	配偶者の合計所得金額	控除額	380,001 ~ 449,999	330,000	450,000 ~ 499,999	310,000	500,000 ~ 549,999	260,000	550,000 ~ 599,999	210,000	600,000 ~ 649,999	160,000	650,000 ~ 699,999	110,000	700,000 ~ 749,999	60,000	750,000 ~ 759,999	30,000	同左	同左
	配偶者の合計所得金額	控除額																				
	380,001 ~ 449,999	330,000																				
	450,000 ~ 499,999	310,000																				
500,000 ~ 549,999	260,000																					
550,000 ~ 599,999	210,000																					
600,000 ~ 649,999	160,000																					
650,000 ~ 699,999	110,000																					
700,000 ~ 749,999	60,000																					
750,000 ~ 759,999	30,000																					
扶養控除	特定 450,000円 老人 380,000円 同居老親等 450,000円 上記以外(年少扶養親族を除く) 330,000円	同左	同左																			
基礎控除	330,000円	同左	同左																			

※平成29年度から、個人住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける者は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は、提示しなければならない」とされました。

区分		年度	28	29	30													
個人市民税	税額控除	調整控除	(1)合計課税所得金額が200万円以下 以下のア、イいずれか小さい額の3% ア 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 イ 住民税の合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超 {人的控除額の差の合計額－(住民税の合計課税所得金額－200万円)}×3% ただし、この額が1,500円未満の場合は1,500円とする	同左	同左													
		配当控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">課税所得</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下の部分</th> <th>1,000万円超の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益の配当等</td> <td>1.6%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">証券投資 信託等</td> <td>外貨建証券 投資信託以外</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>外貨建証券 投資信託</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table>	種類	課税所得		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	利益の配当等	1.6%	0.8%	証券投資 信託等	外貨建証券 投資信託以外	0.8%	外貨建証券 投資信託	0.4%	同左	同左
		種類	課税所得															
			1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分														
利益の配当等	1.6%	0.8%																
証券投資 信託等	外貨建証券 投資信託以外	0.8%																
	外貨建証券 投資信託	0.4%																
外国税額控除	所定の計算による額	同左	同左															
寄附金税額控除	下記の寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の6%に相当する金額 (都民税の控除する金額と合わせて、総所得金額等の合計額の30%を上限) (1)都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 (2)東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金 (3)所得税の控除対象になっている寄附金(国・政党等に対するものは除く)のうち、市が条例により指定した寄附金 ただし、(1)の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の割合を乗じて得た額の3/5に相当する金額をさらに加算した金額(都民税の加算する金額と合わせて、所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額) ※(1)の寄附金(ふるさと納税)については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」(注1)が創設されました。	同左	同左															

課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	
	地方税法に定める割合

(注1)「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みです。

区分		年度	28	29	30
税額控除	住宅借入金等特別税額控除		<p>平成11年1月1日から平成18年12月31日まで又は平成21年1月1日から平成31年6月30日までに入居したもので、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除</p> <p>(1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p> <p>(2) 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額※ (9.75万円を超えるときは9.75万円)</p> <p>※平成26年4月から平成31年6月までに入居した場合については、100分の7を乗じて得た金額(13.65万円を上限)が控除される。この金額は、消費税率が8%または10%である場合(被災者の住宅ローンを含む。)の金額であり、それ以外の場合においては100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を上限)とする。</p>	<p>平成21年1月1日から平成33年12月31日までに入居したもので、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除</p> <p>(1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p> <p>(2) 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額※ (9.75万円を超えるときは9.75万円)</p> <p>※平成26年4月から平成33年12月までに入居した場合については、100分の7を乗じて得た金額(13.65万円を上限)が控除される。この金額は、消費税率が8%または10%である場合(被災者の住宅ローンを含む。)の金額であり、それ以外の場合においては100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を上限)とする。</p>	同左
	非課税限度額 (障害者、未成年者、寡婦、寡夫)		合計所得 1,250,000円	同左	同左
個人市民税	現年分離課税	退職所得	<p>課税標準(A)</p> <p>・特定役員退職手当等 収入金額－退職所得控除額</p> <p>・上記以外 (収入金額－退職所得控除額)×1/2</p> <p>(A)×税率(6%)</p>	同左	同左
	分離課税	土地建物等の譲渡所得	<p>一般 3.0%</p> <p>長期譲渡 優良 (1) 2000万円以下の部分 2.4% (2) 2000万円超の部分 3.0%</p> <p>居住用 (1) 6000万円以下の部分 2.4% (2) 6000万円超の部分 3.0%</p> <p>短期譲渡 一般 5.4%</p> <p>外国等又は譲渡土地公等共 3.0%</p>	同左	同左
		一般	平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間の土地の譲渡等については総合課税	平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間の土地の譲渡等については総合課税	同左
		株式等に係る譲渡所得等(申告分離課税分)	3.0%	同左(※1)	同左
		先物取引	3.0% (商品+有価証券+金融)	同左	同左
		上場株式等の配当等	3.0%	同左(※1)	同左

(※1) 上場株式等の範囲

平成28年1月1日以後、上場株式、公募株式等証券投資信託の受益権等に加え、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権等も「上場株式等」とされ、その利子、配当、収益の分配や譲渡などによる所得が申告分離課税の対象となりました。

区分		年度	28	29	30
法人市民税	均等割		資本金等の額及び従業員数により9段階 50,000円～3,000,000円	同左	同左
	法人税割	税率	9.7%～12.1%	同左	同左
固定資産税	税率		1.4%	同左	同左
			土地 ・住宅用地については負担水準が100%になるまで税額が上昇する制度を継続。 ・下落修正ができる特例制度の継続。 ・商業地等で税額の上昇を1.1倍までに抑制できる制度を継続。	同左	同左
都市計画税	税率		0.2%	同左	同左
			土地 ・固定資産税と同じ。	土地 ・固定資産税と同じ。	土地 ・固定資産税と同じ。
軽自動車税	税率		(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 平成27年4月から28年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 平成28年4月から29年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 平成29年4月から30年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円

年度 区分		28	29	30
市 た ば こ 税	税率	紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,925円	紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき3,355円	紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 ※平成30年10月1日売り渡し分から 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円
入 湯 税	税率	入湯客1人1日につき150円	同左	同左
事 業 所 税	税率	資産割 床面積1㎡につき 600円 従業者割 従業者給与総額の 0.25%	資産割 同左 従業者割 同左	資産割 同左 従業者割 同左

25. 武蔵野市税制一覧表(平成30年度)

税目	区分	納税義務者	課税標準及び
市民税		<p>《個人》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割) <p>《法人》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割) ・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものうち、収益事業を行うもの(均等割・法人税割) 	<p>《個人》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割 3,500円 <p>※東日本大震災からの復興を図ることを目的として、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度まで500円引き上げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割 6%
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者 ・家屋の所有者 ・償却資産の所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税台帳登録価格の 1.4% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満
軽自動車税		<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車の所有者 ・軽自動車の所有者 ・小型特殊自動車の所有者 ・二輪の小型自動車の所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙 (50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲 (90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー (50cc以下) 3,700円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 ・軽自動車・二輪のもの(側車付含む) 3,600円 ・二輪の小型自動車 6,000円
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> ・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 <p>※平成30年10月1日売り渡し分から</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円 ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> ・鉱泉浴場の入湯客 	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯客 1人1日につき 150円
事業所税		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所において事業を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 事業所床面積1㎡につき600円 免税点 1,000㎡以下 ・従業者割 従業者給与総額の0.25% 免税点 100人以下
都市計画税		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者 ・家屋の所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税台帳登録価格の0.2%

税率	賦課期日	申告期限	納期限
《法人》 ・均等割 1号法人 5万円 6号法人 40万円 2号法人 12万円 7号法人 41万円 3号法人 13万円 8号法人 175万円 4号法人 15万円 9号法人 300万円 5号法人 16万円 ・法人税割 資本金等の額10億円以上 12.1% 資本金等の額 1億円以上 10億円未満 10.9% 上記以外 9.7%	《個人》 1月1日	《個人》 ・一般 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日 《法人》 ・確定申告 原則として事業年度終了後 2ヶ月以内 ・予定申告 事業年度開始の日以後 6ヶ月を経過した日から 2ヶ月以内	《個人》 ・普通徴収 《個人》 第1期 7月 2日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 翌年 1月 31日 ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 《法人》 申告期限と同じ
	1月1日	償却資産 1月31日	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 12月28日 第4期 翌年2月28日
・軽自動車 初度検査 27年3月以前/4月以降 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※初度検査から13年を経過した車両は重課 を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※平成29年4月から30年3月までに初度検査を 受け、一定のグリーン化を達成した車両は 軽課を適用	4月1日	・取得申告 15日以内 ・廃車申告 30日以内 ・変更申告 15日以内	5月31日
		翌月末日	申告期限と同じ
		翌月15日	申告期限と同じ
		・個人 3月15日 ・法人 事業年度終了後 2ヶ月以内	申告期限と同じ
	1月1日		固定資産税と同じ

26. 市税等納期月一覧表(平成30年度)

市民税	個人	普通徴収	6月	8月	10月	翌年1月
		特別徴収(給与)	毎月(6月から翌年5月まで)			
		特別徴収(年金)	偶数月(特別徴収を開始する年度は、年税額の1/4ずつを6月、8月に普通徴収、年税額の1/6ずつを10月、12月、翌年2月に特別徴収)			
	法人	随時(事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告納付)				
固定資産税	固定資産税 (都市計画税)	5月	7月	12月	翌年2月	
	交付金	6月				
軽自動車税		5月				
市たばこ税		毎月(翌月末日までに申告納付)				
入湯税		毎月(翌月15日までに申告納付)				
事業所税		随時	法人 事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告納付 個人 翌年3月15日			

平成30年度版

市 税 概 要

平成30年 9月 発行

編集発行 武蔵野市 財務部 市民税課

所在地 武蔵野市緑町2-2-28

T E L 0422(60)1822